

平成23年 第4回 築上町議会定例会会議録(第4日)

平成23年12月9日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成23年12月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君 副町長 ..... 八野 紘海君  
教育長 ..... 神 宗紀君  
会計管理者兼会計課長 ..... 川崎 道雄君

総務課長 .....	吉留 正敏君	財政課長 .....	則行 一松君
企画振興課長補佐 .....	江本 俊一君	人権課長 .....	松田 洋一君
税務課長 .....	田村 一美君	住民課長 .....	平塚 晴夫君
福祉課長 .....	高橋 美輝君	産業課長 .....	中野 誠一君
建設課長 .....	中川 忠男君	上水道課長 .....	加來 泰君
下水道課長 .....	古田 和由君	総合管理課長 .....	吉田 一三君
環境課長 .....	永野 隆信君	農業委員会事務局長 ...	田村 幸一君
商工課長 .....	久保 和明君	学校教育課長 .....	田中 哲君
生涯学習課長 .....	田原 泰之君	監査事務局長 .....	石川 武巳君
清掃センター長 .....	田村 修乃君		

質問者	質問事項	質問の要旨
西口 周治	1. 入札のあり方について	専門業の入札のあり方(建設業) 建設業法をどうとらえているか。 立ち入り調査(入札申請時)はしないのか。
	2. 町づくりについて	一次産業の活性化の方策は？ 町のビジョンについて再認識したい。
信田 博見	1. 災害対策について	防災の考え方について 防災無線について 訓練について
	2. 空家対策について	防犯、火災の予防のための草刈等を 空家バンクはどこまで進んでいるか。
工藤 久司	1. 東日本大震災を教訓に！	防災訓練の計画は？ 防災計画の見直し
	2. 築上町の将来ビジョンと 予算編成について	町はどこに向けて進むのか？ ア、子育て支援 イ、環境問題 ウ、人口増に向けての政策は (空家バンク制度の制定は？) 来年度予算について
	3. 学校教育について	学力テストの結果と今後の方針 学校施設の改善計画は？
西畑イツミ	1. 防災に強い町づくりにつ いて	防災計画の見直しは 災害への備えは、備蓄状況は 高齢者や聴覚障害者等災害から守るための 取組みはどの様に考えているのか。
	2. 高齢者保険福祉計画に ついて	高齢者保険福祉計画と第5期介護保険事業 計画の進捗状況について 福岡県介護保険広域連合では保険料改定に ついてどのような話し合いをしているのか。 独自の保険料軽減措置について
	3. 太陽光発電システムにつ いて	町民協働発電制度の創設を取り組めないか。
宮下 久雄	1. 庁舎建替について	合併特例債が使える間に建替えては
工藤 政由	1. 将来の町づくりについて	ハード、ソフト事業の具体策について
	2. 地協に渡った3200万円に ついて	この事業が行われるに至る経緯等について
	3. 奈古地区の開発につい て	町長の考えを聞く。

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1. 一般質問

議長(田村 兼光君) 日程1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。

発言はきのうの続きの議員からとします。

では、7番目に16番、西口周治議員。

議員(16番 西口 周治君) 通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思います。

私の場合は課長と書いてありますので、担当課長という意味ではありませんので、全課長に質問が振られると思っていただきたいと思います。その分でよろしくをお願いします。

そして、回答は短くていいですので、よろしくをお願いします。

まず、入札のあり方についてというよりも、専門業の入札のあり方、建設業という業種がございます。これが、指名委員長であります副町長にお伺いしますが、何業種あるか御存じですか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 20数種類と思いますけど、今うちに築上町で一番多い業種は、大体登録する業種名は8業種くらいです。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) その中で、政令で定められている業種があるんですよね。指定業種、指定建設業というのがあるんですが、何業種くらいあると御存じですか。

議長(田村 兼光君) 八野君。

副町長(八野 紘海君) それはちょっと今把握しておりません。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 土木、建築、電気、管、構造物、それに舗装に造園ですね。この7業種というのが国から定められた指定業種となっております。それは、何でもかという高度なる技術がいるということで、国家試験等を持っていないとそういう業種にはできませんよというふうになっておりますので、これは覚えておいたほうがいいと思います。これは建設業ですが、特に町長がいつも申されますように法律は守らないけん。これですよ。法律は守らないけんというところがございまして。

そこでちょっと詳しく聞いてみたいと思いますが、上水道課、下水道課ですね、今発注が結構、下水道の

ほうが発注多いと思いますが、下水道課の課長にどういう業種が必要かということをお伺いしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課、古田です。よろしくお願いたします。下水道工事には土木一式工事の中で土木工事業をもって、それと管工事業、それから水道施設工事と、3つ等あれば請け負うことができます。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) あと専門業種になりますと水道関係にもお願したいんですが、上水道課長もどのような業種が必要かを教えてください。

議長(田村 兼光君) 上水道課長。

上水道課長(加來 泰君) 上水道課、加來でございます。水道につきましては、配水管、本管につきましては水道工事と。本管から分かれた給水管につきましては、管工事業があればよいと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) なぜこういうことを聞くかということ、町内にもそういうふうな分かれた業種が多々あると思うんですよ。それを闇雲にどれもこれも一まとめにして出すような工事のやり方というのは、建設業法に違反しているというふうにとらわれやすいということがあります。だから、専門は専門にというふうな入札の考え方はどうでしょうか。

議長(田村 兼光君) 八野君。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。業種、先ほど申しましたように、最高の方は7業種くらい登録をしております。その優先順位、土木が1番の方もおるし、建築が1番の方、舗装の1番の方がおられます。その優先順位を中心しております。それとあと、その業種、どういう業種を持っているか。例えば、土木、建築、造園、とび、管、舗装、水とか水道、そういう業種がありますけど、そういう持っている方、優先順位を優先的に入れて、そしてその後2番目を持っている方を入れていくというような形で、今指名はしております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 指名に関して、私はどうのこうのというふうな権限はございませんので、それに対してどうのこうのいうつもりはございません。きのう、小林議員が言われましたように何社入ってどうのこうのとかいうふうな、私も把握しておりませんので、そういうことをいうつもりは全くございません。

ただ、工事業種に関して、例えば土木を持っている人が建築をしますよとか、建築だけしか持っていない人が土木の工事をやりますよというふうなことは恐らく今はやっていないと思えますけれども、それよりか

その専門業種の7業種ですね、それはもう卓越した技術がないとそれがないとできませんよという業種なんですよ。

このごろよく行われている分離発注もありますけれども、特にこの前のコミュニティーセンターの分も、設備工事に関しては電気なんですよね。実は、電気と管と分けなきゃいけないんですよね。厳密に言えば、両方とも専門業種ですから。それを一括して一くりに電気の専門工事業種に出すということは、電気の専門業種は管工事はどこかに発注するわけなんですよね。そういうふうなやり方というのもおかしいんじゃないだろうかと。建築一式で出すんだったら、建築一式工事業の中に入るんですよ。細かい分離のやり方、余り細かくせいとは言いません。それをまた細かく切って細かく切ってということはありませんけど、主要7業種というのはいたわわっていますので、その辺はよく勘案してやっていかないと、ちょっとおかしいなと。

この前も案件の中に電気工事業をもって何点以上とかいうふうな、だけしかうたっていませんでした。じゃあ、管工事業のほう、空調、給排水その他もろもろはその中に本当は半分くらい含まれていると思うんですが、その半分くらいはもう無免許でもいいというふうな考え方に入ると思うんですよね。その辺の考え方はどうなんですかね。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 今度のコミュニティーの場合、建設1,200点、電気・管1,200点以上のという点数で線引きをしました。そして、設備の電気1,200点以上という業者、大手、本当に大手業者になりますけど、そういう方の業者は大体土木、建築、管、電気、水、水道等の業種は持っておりますので、主に工事金額の電気を中心に一般競争入札ということにしました。今後、またこういう大きな工事があればそういうことも考えて工事金額を、内容を精査して今2つを3つにするのか、4つにするのかというのは検討していきたいと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) ここで、町長にお伺いしたいと思います。建設業法ということ自体をどういふふうにお考えでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 建設業法ということで、これは建設業、業者ですかね、業者に対するものと、それから施工するものという形の中で、基本は業者に対するものが私は主体だとこのように考えております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 建設業法というのは、業者だけじゃないんですよ。業者というのは、あくまでもその建設業法にのっとった地位をもらうもの、お店を開きたいですよと、それで許可をくださいとってそれをもらうもの。でも、発注側としてはそれは民間もごさいますけれども、こういうふうな役所もあります。そして建設業法の中では下請けに払うお金の云々までうたわれているんですよ。

だから、町が元請けさんに上げた、元請けさんから下請けさんに払うお金の云々、だからそれほど厳しくやってきているわけなんです。それと、一括した請け負いの禁止とか、そういうふうな全部、それは全部、何でこういうことを言うかという、町が発注して違法にその建設業法の中の違法な部分で工事をやっていて、捕まるのは業者なんですよね。それを知らなかったというのは町なんですよね。じゃあ町が知らないで発注していいのかと、そういうことはよくないと思うんです。

だから、とにかくこういうのはやはり把握しておいて発注しないと、建設業法の中にすごく詳しく載っていますので、それを一応入札指名審査委員会の皆さんがお読みになって、その間をどういうふうにやっていくかと、そしてどういうふうな人たちを入札すればいいか。金額に対しても、それは一般の方は建設業だと1,500万かな、3,000万やったかな、までは許可が要りません。そして、300万以下の普通の軽微な工事はそういう建設業法の許可は要りません。そういうふうになっておりますけれど、よく勘案してやっていただきたいなと、かように思います。

そして、もう3番目ですね、それに関しまして昔立ち入り調査というのを、旧椎田町のときに指名願を出したときに、本当にそのくらい人間が要るのか、そしてそういうふうな機械器具を持っているのか、それに応じてのランク制も考えようやというふうな格好でやってきたと思います。1人でやっている人と10人雇っている人じゃ同じ1,000万円の工事を請け負ってもえらい違いなんですよね。だから、そういうふうなことがありますので、その施工能力に応じた入札のあり方というのを考えたらどうかということで昔は、一度か二度かたしか立ち入り調査をしたと思いますけど、そういうふうな考えはございませんか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 今、西口議員さんからお話がありましたように旧椎田のときに受付時、登録時後、業者の内容チェックをしたということは私も存じておりますし、それが北九州市でやられたということも存じております。ただ、今それについてはまだ県の経営審査を通して、町の滞納といいますが、そういうチェックをして登録受付をしてランクを決めているところです。

ただ、それについては受付時でその店に行っていたほうがいいのか、今はリースの時代でありますので、そこら辺わかりませんが、ただ極力指名審査委員会としては現場に行って、現場を見て、その業者がどういう形態で工事をしているのかというのを極力把握するようにはしております。時間があれば私と財政課長を連れ、伴って、時には建設課長も一緒に現場回りもしておりますし、そういうところでチェックをして指名のときは、要するにこの業者についてはひとり親方なのか、従業員を抱えてやっているのか、そういうのは登録審査の内容を見ればわかりますし、実際現場を見て、代表者が実際現場に出て仕事をしているのかしていないか、そこら辺は十分極力現場に出てチェックして、それを参考にしてランクも決めておりますし、指名するときもそういう形でしております。

要は、ランクを決めるときはその要項も、その業者が自前でできるのか、去年の仕事は自前なのか、下請けを出したのかというのはその審査点数の中で入れておりますので、それは担当課課長、検査委員で

すか、そういう意見も聞いて把握しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 入札がどうのこうのって、さっきから言っているようにそう奥深くまでは全然気にしていませんので、文句は言いませんけれども、ただそういうふうな立ち入り調査というのは必要じゃないだろうかと私は思うんですよ。年々年をとっていかれるんですよ、皆さん。年々若返ってこないんですよ。80歳、90歳の方が、じゃあ現場に出てつるはし振るってやれるかというふうなことなんですよ。

だから、私が議員になってもう16年過ぎました。ということは、16年前に60歳の人はもう76歳なんですよ。だから、年々若返ることはないし、そしてまた今今度技術力も結構高められておりますし、若い人たちが働くような場所も提供してあげられるような場所をつくらなきゃいけないと。

だから、もし親子でやっている人だったら若い人が一生懸命頑張っているんだったら、そういう人たちはやっぱり応援しちゃらんじゃいけないでしょう。そうじゃないで、もうわしはもうやめるけというふうな人たちは、もうそれ相応でじゃあ辞退届を出してくださいというふうな指導もしなきゃいけないと思うんです。だから、そういうふうな指導のあり方が必要じゃないかと。

立ち入り調査、立ち入り調査といいますけど、本当はもう大体書類は出ているからわかると思います。確かに。でもね、何でもかという今新聞でも結構騒がれているじゃないですか、築上町の人捕まって、こうなって何、その発端は土木事務所の工事請負入札の後の出した書類じゃないですか。だから、私はその轍を踏まないように、我が町にはそういうことがないようにということで、これ言っているんですよ。

だから、向こうが捕まったけいいじゃないか、我が町は関係なかったじゃないで、我が町に関係があったら大変でしょって、そうだったら指名委員会どころか、もうすべてのもの、皆さんがあんたたちはグルになってそんなことしよったんかというふうな話になるから、だからそういうふうな建設業法というものがありますので、皆さん地方自治法は詳しいかもわかりませんが、そういうふうな別な法律もありますので、その辺をよく勘案しておかないと、もしこの町の入札をして、契約をして、工事を請け負って何とかかんとかしていたときに不備があったり、警察のほうから捕まったりとかいうふうなことがあったら、だれの汚点になりますかって私は言う。だから、その辺をよく踏まえて考えてやってほしいと。だから、これからそういう気持ちでどうですか、町長。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 西口議員がいうこともこれは最もなこと。例えば、従業員を多く抱えておると、これの私はやっぱりチェック方法としては、住民税を特別徴収やっている。これによって月々の異動、それから月々大体納めている12カ月も月々納めてくるんですね。これによって、月々納めないところは少しやっぱり指名のランクがおちるとか、そういうひとつことも必要だろうと考えておりますし、そうすればどこの企業がどれだけの従業員を抱えて、どれくらいの規模の仕事をやっておるかというようなことで、こういうこ



れも一つの判断の材料ではなからうかなと考えておりますし、その方向の導入性もちょっと考えていこうかなと思っております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) やはり従業員を抱えてやっているところは優先、優先と言ったら悪いんですけど、それなりの仕事をさせてあげてほしいと思います。

でないと、やはりそのために会社組織つくってやっているんですからね。その辺はよく考えてしていただきたいと思っております。私はもう、そちらの権限まで首突っ込むつもりありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、あと業種に関して今私が見ている限りは何社かが何種類の業種も入っていると。それで、1社は1社しか入らないと。だから、そういうふうな、よく見えますからね。その辺もよく勘案して入札制度をきちっとしたものにしていただきたいと。だから、建築をする人は主に建築と、土木をする人は主に土木と。どうしても、もうたくさん仕事があり過ぎてこの町の業者が足りなくなったら、もう一つ違うところまで入れてあげようかとか、そういうふうな気持ちは結構ですので、そういうふうにしていただきたいなと、これは要望でございます。

次に行きます。まちづくりについて、第1次産業の活性化はこれ一番最初に本当気になったのは、宮下大統領がここにおられますけれども、岩丸共和国が解散したというのが非常に寂しい気持ちでいっぱいでございます。それで、これはなぜかというやはり第1次産業の衰退というのが一番の要因じゃないかな、そして田舎に住む人がだんだんといなくなるということで、第1次産業の活性化の方策をお持ちでしたら、お伺ひしたいと思ひます。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 課長に言わせても酷でございますので、もう私も第1次産業ということで、この築上町は第1次産業の町がこれは、それと1次産業と兼業だったんですね。ほかに職を持ちながら農林水産業を営むという、これが典型的な兼業地帯だったということでございます。

そういう形になればどうしても便利のいい、農業を捨てて便利のいい地域に住むという形になってまいります。これもやっぱり私は国を批判はしたいと思うんですけど、実質やっぱり1次産業、低な位置に置かれております。外国にいろんな製品、2次産業でつくった製品を売るがために、農業というか、そして食料を外国から買うと。そういう形に今までの歴代の政権、それから現在の政権もそれと同じようなことをやっております。

それじゃあやっぱりいかんということで、1次産業を大事にする国の政権になってほしいということで、我々は地方から町村長会という場を通じて、今回もTPPの問題、これも非常に心外です。野田総理大臣がTPPの協議に入るといふふうなことで、これは心外で、本来なら我々も地産地消という形で一生懸命やっているのに、何でそういうTPPという形で農業側からすれば非常に反対、しかしいわゆる製造業、これ

からすれば大賛成という話になってまいります。

そういう形の中で、野田総理がTPP協議に入るという形になれば、じゃあ次にどういう行動を我々が起こすかという形になれば、やはりこれによって1次産業をどう国は守るのかという形の中で、国を追求といいますか、求めていく必要があるかと思えます。ただ反対、反対だけじゃあどうしようもありませんね。

あとは1次産業、外国に物を売るためにはどうするかと、今の価格では売れません。だから安い価格で売って、いろんな施策で農家が飯が食えるような状態の政策をやってもらうと、そうすれば都会からも農村地帯に帰ってくることもたびたびございます。ただし、今の1次産業の収入じゃあなかなか規模拡大といってもそんなにできるわけでもございませぬ。すべての人が規模拡大してということで、例えば稲作、実際稲はできるんですね。1人で20町、30町できます。けども地域の農村環境がたった数名の人では環境維持はできないという形になりまして、やはり農地を持った人がそれぞれがやっぱり責任を持って地域の環境を維持すると。そういう形の中で兼業化と。話せば非常に長くなりますので、そういう形の中でとにかくやっばうちの町に働く場所をつくって兼業を維持できると、そういう形が一番私は好ましいんではなかろうかなと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) ほとんどが国の責任というふうな格好ですけども、私はこの町を守るのはやはり町長であり、執行部であると思っておりますので、国がどうあろうと、ここを守るのは野田さんじゃありませんので、新川久三さんあなたが町長ですので、その辺はやはり振らないようお願いしたいと思います。

それで、やはり斬新的な考えというのが、この町にも必要だと思います。東北の農家の方がTPPに入っても関係ないじゃんという人もいたんですよ。1俵、2万幾らですよ。買ってくれる人がたくさんいますって、契約していますと。だから、TPPだろうと何だろうと我々には直接は関係しませんと、私のところはいい米を、おいしい米をつくってその契約した人たちに2万幾らで売っているという。だから考え方一つだと思っんですよ。何でもかんでもTPP、地産地消というのはTPPに賛成しても反対しても関係ないんですよ。地産地消というのは。

だから、そういうふうな国とか世の中の大きな流れの中を責任にするんじゃないで、この町はこの町、小さい2万人の町なんですから、1億人の国を考えるんじゃないで2万人の町を考えて、そしてやっていかなければこの第1次産業といっても、やはり売る場所を、流通する場所をやっていけば生き残れるすべはあると思っんです。

ここは東北と違って冬場雪に閉ざされるということはほとんどないですよ。東北の方というのは半年働いて、半年は出稼ぎせないいけないというのが昔の状態でした。本当によく働いて。そのとき私九州から出ていって、一緒に東北の人たちと働いているときに話したときに、九州はいいね、年から年中働けると。あれだけ働ける場所があったら相当いいだろうねというふうな話をよくしていました。これが、昔は出稼ぎに

行って、一生懸命冬の分のお金を仕送りしてやっている日本のあり方です。

でも、それをここは温かいからというてかまけるようなことで、第2次産業と第1次産業を融和しながらやっていくというのは、それは東北のやり方であって、この辺のやり方じゃないと思います。一生懸命すればやはりそれ相応の売り上げも上がるし、やり方もできるんじゃないかなとかいうように思いますので、第1次産業というのは、副町長言いたい？難しいよ、いうたら反論するよ、おれ。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。築上町は本当にデータの第1次産業で今、きのうは政倫条例でランキング1位ということやったのですが、ここにデータとして農業産出額、福岡県のデータですけど、築上町23億5,000万ということで、ランキング的には23位ということで豊前が1つ上で23億6,000万、行橋が22億7,000万ということで、データ人口面積等々からみれば第1次産業の町じゃなからうかなと思って、あとデータの卸売りのランクとか、交流ランクありますけど、それはもう低いほうのランクになっておりますし、そういうことで平たくいえば今の農家数が1,690ぐらいありまして、あと集落営農、認定農業者、今町としては法人化の方向で進めておりますというか、国のほうで法人化しなさいということで、法人化の方向でしています。今ほんならどうすればいいのかと、メタセの杜でやっておりますけど、例えばスイートコーン、レタス、とよみつひめ、イチジク、あまおうと、町の特産物があります。

それについては、専業農家もありますし、売るところは製品としては売れるところはいっぱいあるんです。ただ、もう少しその出荷者に対して、規模っていいですか、今年々やっぱりレタスにしても築城のほうが減ってきておる。スイートコーンも面積が減ってきておる。とよみつひめは少しふえてきておりますけど、イチゴ農家も減ってきているという、高齢化の部分もあるんでしょうけど、やはり若い人がそれをつくって食べられるような形での支援といいですか、町のほうも支援はやっぱしていくべきじゃなからうか。そして、メタセのほうもつくったものはきっちり売っていくというか、そういう方策もやっぱ検討していく必要があるかと思えますし、考えてはおります。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 農業ですよ。林業とか漁業があるんですよ。この町にも、この町にもあるんですよ。忘れられたかもしれませんがね。林業は大きく合併しながらやっていっているようですし、漁業もまた大きく合併して、漁業協同組合も広がっていっていると。私、思うのがこの町も農業は農協さんに、漁業は漁協さんに、林業は組合にというふうな何か手を離れたような感覚を持っているんですが、昔から私よく言っているんですけど、海を1カ所耕してみてくださいかかって私言っていますよね。

アサリがない、アサリがない、いないいないいないと毎年毎年アサリをまいてもいないと言わんばかりで、1回耕してみたらどうかなと。台風も来ない、海は荒れない、そして海がひっくり返らないから中にアサリが入りにくいんじゃないだろうかという気持ちがありますので、それを言っているけれども、一

向にする気持ちもないし。そのくらいね、1区画だけ1年間全然とらないように、漁協さんにもお願いして、その間、試しにやってみたらどうかと思います。ひっくり返してみ、そしてそこに稚貝を置いて、そして本当に生育できるのか、できないのか、そのくらいのことはしてみても私は損はないと思いますけどね。

そして、林業にしてもやはり下刈りとか全部しています。それは補助金がかかり出ているので、結構やっていると思いますけど、町として農業は農協さんじゃない、農業も林業も漁業もこの町の大切な宝なんです。税収も上がってくる宝なんです。それを、ほかのところに任せるんじゃない、ちょっとくらいはこのくらいの計画でやってみようかなというふうなものも必要じゃないかと。

メタセの社は、確かにいろんな農産物が来て売っていますけれども、加工品もよく売っています。でも、それが当該町全域に対して、じゃあ還付されているかと、戻されているかと、その農業者の人たちに戻されているかという、それははてななんですよね。だから、減反政策にしても一緒なんですよ。転作ですよ。転作にしてもやはりもうお任せじゃないで、やはり産業課の人がちょっと動くとか、こんだけ職員数が200人超しているくらいいるんですから。少くくは出向いて行って、そういうふうなことをしたらどうかと思っておりますので、その辺はお願いしておきます。

次、町のビジョンについて再認識したいと思います。

まず、この庁舎、皆さんよく建てかえろ、建てかえろといひます。その前に、職員の皆さん、たばこを吸われる方が結構おりますよね。よく廊下で吸っている。廊下というか、外で。これって、住民から見た目も非常に悪いと思いますが、何でこう中に1カ所だけでもいいから喫煙室というのをつらないんですかね。その辺どう思いますか。町長。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) そのお言葉は、私も皆さんから重々聞かされるわけでございます。喫煙場所を決めております。1カ所はその自転車置き場に囲いをして、そこで吸うようにということで、それからあと屋上ということで決めておりますが、なかなか徹底していないという状況でございますし、中につくれといってもちょっともう狭小でなかなかできない場合もあるんで、もう全面的に敷地内では吸わないようにという話も、そういう話も受けるんで、いろんな種々の検討をしながら、たばこを吸う議員さんにここにこ笑っていますけど、非常にこれは難しい問題でございまして、検討を重ねながら極力いわゆる階段であそこ鈴なりになつたりするのを、これが一番私は見にくいというふうに思っていますし、これはもうやめさせます。

そして、それともう1カ所ですね、そこ一番、ブラインドになったところあるんですね、その坂道と、下水道課の間、あそこなら私はいいかなと思っています。喫煙場所がですね、それかもう、もう一つその今離れがございまして、あそこを喫煙場所にするかなと、そういう考え方でちょっと話をしてみようかなと思っています。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) やはり喫煙する人が悪いという考え方がよくないと思いますよ。だから、喫

煙、たばこ税もらっているじゃないですか、ちゃんと。町には貢献しているんですよ。

だから、喫煙する場所をきちっとしてあげたほうがいいと思う。屋上で吸えとか、その自転車置き場のところで吸え、それは迫害ですよ、これはよくないと思います。だから、やはり人権の町でしょう、人権を考えればたばこを吸う人はじゃあ悪人なんですか。もう、そういうふうな考え方になるじゃないですか。じゃないで、たばこを吸う人は済みませんけれども、ここの場所に行って吸ってくださいと、申しわけありませんねという気持ちなんです。それを、もってすればたしか今下水道課の横にプレハブが1戸たっていますよね。それに、換気とあとはそういうようなスモーク、今スモーククリーンのやつがよく出ていますので、そういうふうなのをつくってあげるくらいの心がほしいなと思います。

ビジョンですから、課長さんたちにちょっとずつ聞こうかなと思っております。総合管理課長が何もしゃべらずじっと座っているだけです。どうですか、この町のビジョンに関しましてどういうふうなお考えをお持ちでしょうかね。

議長(田村 兼光君) 総合管理課長、吉田君。

総合管理課長(吉田 一三君) 総合管理課、吉田です。ビジョンと言われましたら、総合計画に基づいたところのものを刻々とやっていくことが私はビジョンの達成につながるというふうに思っております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) いや、そうじゃないで、あなたとしてこの築上町が吉田さんがどう思っているのかというのがあって。総合計画は総合計画をつくった人たちの考え方なんですよ。個々の考え方はほとんどないんですよ。だから、役場にお勤めになって、もうそろそろ終わりになろうかなというふうな時期にきているとおっしゃいましたので、この町が合併してもう6年になりますし、そうなればこうあってほしいなというふうなのはございませんか。

議長(田村 兼光君) 総合管理課、吉田君。

総合管理課長(吉田 一三君) 総合管理課、吉田です。私の個人的な考えでありましたら、農業、第1次産業の町でございますので、農業、林業、先ほど言われました漁業が他の市町に負けないような収益を上げるような、高収益を上げるようなものになればいいかなというふうに思っています。それとやっぱり緑豊かな町でございますので、その中に文化、それから歴史がありますので、そういう観光資源を中心とした町外からの来訪者を集める方策がいいんじゃないかというふうに思っております。

それは、先ほど言いましたように総合計画の中にもうたわれておりますし、私はそれに共感するところでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) ありがとうございます。環境面からセンター長、どうですか、この町の環境面のほうから見て、あなたの考えとしてはどうですか。

議長(田村 兼光君) 清掃センター長、田村君。

清掃センター長(田村 修乃君) センターの田村です。環境面につきましては、今城井川の堤防ですかね、あの周りにたくさんの不法投棄などがされております。また、山のほうにも今環境課のほうで回っておりますけど、非常に不法投棄が多うございます。そういう面にやっぱり町で取り組んでいます環境美化、それを一緒に取り組んでいったらいいと思っております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) ありがとうございます。我々の目に見えないところ、あとは全課長に聞いてもいいんですけど、それぞれまだもう少しあるかなというふうな感じもありますけれども、今、センター長が言ったように、不法投棄が多いんですよね、結構。それも大きいごみの不法投棄が多いですね、今。

だから、そういう面の林道にも、農道にもそしてまた町道、それとか池、どんどん捨てているんですよ。そういうふうな面、御存じですかね、町長。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 全部は把握してないけれど、環境課のほうから報告が上がってきて、る環境課のほうで処置に行っておるとい報告は聞いております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) あくまでも住民は余り言わないんですよ。あってもね。やはり職員さんも全町に広がっておりますので、その道すがら見たり、池の中でこういうのが落ちていたりとかいうのがあれば、課長会議やっていますよね、まだ。月曜日ですか。そのときに、やはりそれぞれの僕課長さんが一言ずつしゃべってどういうふうな状態ですよというのがほしいんですよ。我々にはわかりませんが、それがこの町のあり方、新しいまちづくりのビジョンだと思うんですよ。

いつもいうのが、先ほど吉田課長が言われましたように、この町は本当第1次産業と海があり、山があり、川があり、きれいな緑がありというふうな町です。それに、ごみがたくさんある町だったら大変なことになる。だから、そういうふうなものを大事にしたまちづくりというのをやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当然、人が見てきれいな町だなど、そして住みやすい町だなど、これを求めていくのが我々、私をはじめ職員が頑張って町民の皆さんに、その恩恵をこうむってもらおうと、これが我々の使命だと思っておりますので、一生懸命頑張りたいと思います。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) これからもやはりそういうまちづくり、住民が見ていやだなという町は非常によくないと思うんですよ。だから、住民から見て先ほど言いましたように、たばこも吸って、吸うところがきちっとしてあると、それぞれ人の仕分けもしてあると、差別も区別もないような町が理想的なんですけ

ど、理想郷というにはほど遠いと思いますけれども、それに向かって町職員の皆さんが頑張ってもらいたいんですよ。

我々も頑張っていきますけれども、また執行部も頑張ってもらわなきゃいけないけれども、執行部はかわるんですよ、議員もかわるんですよ。でも、職員はかわらないんですよ。だから職員の皆さんが頑張ってもらって、最後の最後、60歳まで頑張って、例えば18歳から入って60歳までといえば、結構な年限がありますので、頑張ってください。それをここにおられる人たちは課長さんですから、もう年もいかれていきますけど、若い人たちに植えつけて、今度来年も新人さんが入るそうなので、またその人たちにそういう気持ちを植えつけてあげて、早くその人たちが、昨日も町長、国から20代の方がほしいと、交換できませんかというくらいだから、でもぜひとも出してあげて、やはり田舎の空気じゃなく、都会の空気でも吸って、厳しい空気を吸って帰ってきたら、また一皮も二皮も大きくなって帰ってくるというふうなことを要望いたしました、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(田村 兼光君) お疲れさんでした。

.....

議長(田村 兼光君) では、8番目に14番、信田博見議員。

議員(14番 信田 博見君) 今回は2点通告をいたしております。

災害対策についてと空き家対策についてでございます。災害対策につきましては、武道議員も質問いたしました。かなりの質問をいたしましたので、ダブっておりますので、ダブらない部分を質問したいと思っております。

我々基地対策委員で東北のほうに行ってまいりました。松島基地と東松島市に訪問いたしました。特に東松島市におきまして、阿部市長、そして総務部長さんに対応していただいたんでございますが、その話がもう本当に身につまされるというか、鳥肌が立つような話をたくさんしていただいたんですね。この町が、東松島市のようなことがあったら、絶対あってはならないけども、あったらいかんという気持ちが沸いてきました。

それと、東松島市長さん、我が町がそういう状況なのに、もうこういうことはこの東松島市だけでいいよと。だから、いろんなことを教えるから、絶対こういう災害に遭わないように、備えあれば憂いなしという言葉もあります。絶対そういうことに遭わないように、もう今持っているノウハウというか、いろんなことすべてお話しますよという、そういう雰囲気を感じられたんですね。それで、町長も東松島市には何回か訪問していると思います。あの惨状と我が町と考えたときに、この我が町の防災というのは今どういう状況であるという、ある程度考えたと思うんですよ。今ちょっとその考えを聞きたいと思っております。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私も10月の下旬に東松島、基地対策委員会の皆さんが行くちょっと前ですよ。行って、市長と総務部長、それから総務課長三人で、私と産業課長がちょうどこれお話ししたけれども、

全国土地改良連合会の全国大会が「頑張ろう東日本」というスローガンのもとで、仙台市で開かれたと。それに、参加させていただいて、その後に東松島市を訪問させていただいたとでございます。

まさに、市長、総務部長、もう本当に私どもに懸命に訴えていただきました。そして、もしうちの町で、今の現状で津波が来たらどうなるだろうかという形になれば、やはり皆さんに逃げてもらうという、徹底する、逃げることを徹底するといいますが、地震がきたら津波が来るまでは一定時間がございます。地震が来たら、やはりある程度早くやっぱりその情報を町が流して、高台に逃げてもらうという方法しか今の時点では考えられませんよね。だから、そういう形の中で避難場所を早くやっぱり設定をして、高台と。

今、正式には県から来ておりませんが、町内に九州農政局出身の課長さん、これ土木の専門家でございますけども、私が計算したところでは、この築上町に来る津波の高さは4メートルでしょうと、最高ですね。そういう計算を私はしましたということで、その計算式を、私もちょっと見ても中身はわからないけれども、4メートルということで今の堤防が大体6メートル20でございます。だから、堤防では防げるけれども、ただし河川、これはどンドンどンドン私は坂を上ってくるのではなからうなと思います。

そういう形の中で、そういう河川周辺のいわゆる堤防が切れたところですね、そこが非常にやっぱり危ないんじゃないかなと、想定はしておりますし、いち早く、きのう武道議員からも、早く逃げ場所を設定したマップをつくりなさいと指摘を受けましたので、それをつくって町民に徹底してもらいたいとこのように考えております。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) ありがとうございます。東松島市長さんの話の中に、防災無線もたしかあそこあるというんですけども、聞こえなかったという人が多かったということでございました。ですから、今防災無線各戸にありますけども、防災無線のお知らせの後にプッププッというあの音は電池がないという警告音だという話を聞いたんですが、そうですかね。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。各家庭に配置しております端末機につきましては、通常米粒くらいのランプがついております。それがグリーンのときは正常なんですけど、電池が切れてまいりますと、それが赤色に変わります。それと今、議員が言われましたような音がいたします。それによって、電池切れという確認していただくようになっております。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) 地震とか、災害のときには必ず停電がつきものだということで、せっかくの防災無線が停電になったときには使えないと。だから聞こえなかったのではないのかという話でした。

今、ここまで文明が進んで、乾電池を入れるような機種じゃなくて、今パソコンなんかプッと切れてもかなりの時間使えますよね。そういう形のやつができないものだろうかと思います。そういうところも検討してみたいなと。



とにかく乾電池になれば切れたらもうそのままなんですが、たとえ電源が切れたとしてもその中に内蔵されたりリチウム電池なり何なりが働いて、1日くらいは持つようなそういう機種に変えていただければ、かなり安心かなというふうに思います。それから、野外にラッパというか、トランペットというかそういう大きなスピーカーがついておりますけども、海岸のほうには聞こえにくいという話がありました。

ですから、もう少し野外のそのスピーカーもふやしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。今屋外戸局が海岸に近いところを非常に限られております。そういうことで、今回の3月11日の津波や教訓を受けまして、本町でも来年度海岸部を中心に今のところ10カ所から10数カ所程度ですね、屋外戸局を増設いたしまして、沿岸部の方々への周知の方法にさせていただきたいというふうに考えております。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) よろしくお願ひします。昔、昔というか去年の10月ごろだったですかね。あれは、青森県の八戸港に、八戸の漁港にちょっと行ったんです。そしたらそのときに、非常に不自然なぐらいに本当漁港に小高い丘が、丘というか山があって、ちょっとこんな山が、非常に不自然なんです。見るからに不自然なんですけども、そこにずっと漁港から上がる階段がついていまして、一番上にお宮がある。何かお宮を祭っていました。

あれは、やっぱり過去にそういう津波とかいっぱい来るんで、恐らく人間の手で積み上げて、その上に神様を祭ったんじゃないかなと私はそう思うんですけども、その災害の後、テレビを見ていましたときに、八戸港の大きな漁船が流されるシーンが出たんですけども、あれはあの山の上から撮ったものだなというのが確実にわかりました。

だから、そういうのも例えばどこか何か仕事をしたときとか、工事をしたとか、トンネルを掘ったとか、そういうときには海岸のほうにそういう高台をつくるのも一つの手じゃないかなと思います。そういうことで、参考になれば聞いておってください。

それから、東松島市も行ったんですが、松島基地に、我々基地に行くのが目的だったんですが、基地に行ったときにちょうど我が庁舎からの海岸が見えます。ちょうどその海岸の松林くらいのところに、基地から松林があるんですね。その松林がもうガタガタになっておりました。

そして、基地の指令、副指令、それから管理部長、もう本当大幹部が対応してくださったんですけども、あの松林が津波をかなり抑えてくれたという話をしておりました。ですから、我が町にもすばらしい松林がありますので、でも途切れ途切れでございますので、できれば湊のほうとか、それから今津、八津田のほうももう本当歯抜け状態ですから、そういうところもちゃんと手入れをして木を植えてやっていったらどうかと思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 非常に東北地方私も行って、そしてもうゼロメートル地帯ですね、あそこはみんな低いんですね。強制排水をしなければ水が引かないということで、排水施設も壊れてしまって、排水ができないという状況を私も目の当たりに見てきました。今、塩が入って除塩作業を一生懸命やっておるということで、ブルドーザーで表土をはいでそして塩を抜いておるというふうな状況があったようで。私も基地には直接中には行きませんでした。基地の横を通って、本当に低いところに基地があるなということで、築城基地よりは低うございましたですね、まだね。

そういう形の中で、松が非常に津波を防除したという形になれば、私どもの町の松はいわゆる防風林、台風を避けるための松ということで、これが江戸時代から植樹されてきておる。今もいわゆるこれは保安林対策事業ということで、県のほうから一応植樹をしてもらっております。実際、だから、あとまた協議をしていながら、いわゆる防潮林になっちゃうところについては補植をしていくなり、それで検討してまいりたいとこのように考えております。

基本は、私どもの松は防風林と、しかしそれが津波が防げるとなればこれは当然松を植えることは大事だろうと思っております、緑の町を目指しておりますので、当然それは行ってまいりたいと思っております。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) ありがとうございます。東松島市長さんは、私は想定外という言葉を使いたくないと言っていました。でもそれはもうあの地震と津波はもう本当に想定外でしたということでございました。

ですから、きのう武道議員も言われましたけども、シミュレーション、シミュレーションとそれから訓練、それをシミュレーションした中での訓練をやってはどうかと思うんです。どうでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 一応自治会、一応やろうという自治会と相談してですね、それはそれで必要じゃないかなと思っておりますので、自治会のほうと相談しながらやっていきたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) 先ほど我が町は5メートルの津波だろうということですけども、想定外ということでございますので、ぜひそのところ考えて防災対策をよろしくお願いします。

次に行きます。空き家対策についてということで、町の中にあるいは自分の家の隣に空き家があって、その空き家が全然人が来ないので草ぼうぼうで、だから子供たちあるいは中学生、高校生が出入りしているようだというような話もありました。

過去にそういう話があって、これが臼田でございました。ちょっと危ないなという話があったんですけど、その後その家が火事になって燃えてしまいました。そういうことがあります。確実に起きています。ですから、ぜひ防犯あるいは火災予防のためにも、空き家をちゃんと整備をしておれば人が入ったり出たりすればわかるわけですから、ぜひやってほしいなと。

それに空き家バンクの状況を引つけたということは、空き家バンク制度が確実に機能すれば、そういう家がなくなるのではないかと、そう考えたわけでございます。

それで、空き家バンク制度、自治会にあなたの自治会の中で空き家がありますかとか、どういう状況ですかという、そういうふれは回ったと思いますが、今どこまで進んでいるのか、そこを教えていただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 企画振興課、江本君。

企画振興課長補佐(江本 俊一君) 企画振興課、江本です。先ほどの空き家バンクの進捗状況ということでございますが、議員さん言われたとおり、ことしの1月から2月にかけて、66自治会長さんのほうに各自治会の空き家の現状と空き家対策に対する御意見等に関するアンケートを行いました。その概要でございますが、大体66自治会で230件ほどあると、概略でございますけど、あるという回答をいただいております。

そのアンケートを受けまして、本年度の9月から今現在実施中ではありますが、12月にかけてアンケート結果に基づく空き家の現地調査を実施しております。大体现地の調査のほうは、大体終わりかけております。あと、この後これの集計、取りまとめを合わせて行っているところであります。この調査結果を踏まえまして、来年度所有者の意向とか聞き取りとかしながら、空き家バンク制度をできれば立ち上げていきたいと考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) ありがとうございます。かなり進んだということでございます。そこで、ずっと見て回ったときにやっぱりこれはちょっと防犯上危ないなというようなところがありましたか。

議長(田村 兼光君) 江本君。

企画振興課長補佐(江本 俊一君) 企画振興課、江本です。調査にいたしましては、企画の嘱託職員、あと臨時で緊急雇用対策で雇用しましたもう1名、2名で調査しております。その調査結果はまとめておりますが、ちょっと私現地に行っておりませんので、ちょっとその辺のところは現在明確ではありません。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

議員(14番 信田 博見君) わかりました。空き家バンクと合わせて空き家の状況というのを把握していただければ、そういったこともなくなるかなと思います。ぜひよろしくお願いします。

以上で終わります。

議長(田村 兼光君) お疲れさんでした。

.....

議長(田村 兼光君) 次に、9番目に5番、工藤久司議員。

議員(5番 工藤 久司君) それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今、信田議員が防災に関しての、また昨日は武道議員のほうからもありました。私が聞きたいのは、今回東日本の大震災を実際に町長、副町長、また職員を派遣までしていった、それを、何を教訓にしてまず帰ってきたのか、それを聞きたいと思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 何を教訓かというか形になれば、我が町でやっぱりそういう災害が訪れたとき、どういう対策を講じればいいのかというのを、これをやっぱり学ぶために行ってまいりました。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 当然それは当たり前のことであり、何を学んできたのかということをお聞きしたいと思います。

特に、先ほど信田議員も言いましたが、訓練、過去に何回も町長には訓練をなぜしないのかという質問をしましたが、訓練はしてありません。地震という、本当にいつ来るかわからない、そういうものに関しての訓練もあれば、我が町は台風災害、また水の災害とかいろいろあると思うんで、なぜ訓練を今までしなかったのか、何か特別な理由があれば教えてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 特別な理由は別にございませんけど、訓練の必要性、消防団とか、それから消防団の訓練はいつもやっていますよね。そういう形の中で住民の皆さん、自治会の協力を得られなきゃなりませんので、その相談もやってきたけどなかなかできなかったというのが現状でございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 大きくすれば、なかなか自治会の協力を得なければいけないとか、いろんな経費の面もかかるかもしれません。ただ、本当に役場の中で訓練をするということで、地域の住民に、町民に防災の意識を高めさせるというのは簡単なことじゃないかなと思います。学校でもしているわけですね。

ですから、何で役場でできないのかというのは非常に不思議です。これを期に、しっかりした防災計画を立てていただきたいし、防災訓練も含めたものをしっかり確立していただきたい。これは2名の議員さんが言っていますので、もう余り言いませんけども、想定外という言葉はもうこれから使えないですよ、町長。想定外だったからこういう災害が起きたわけです。こういう本当人的な災害が起きたわけですから、もう国としても想定外なんて言葉は1回使ったらもう使えない。すべてそれを含めた計画を立てないと、またかという話になります。

我が町でも5メートルくらいの津波が来るかもしれないということですけども、それ以外にもいろんな災害があります。よく言われるのが、きのうの武道議員の質問にもあったように、どこに逃げたらいいかわからないとか、先ほど町長が言いました高台に逃げる。当たり前のことなんですけど、どうやって逃げたらいいのか、だれがどうしてくれるのかということがきちっと、特にお年寄りには伝わっていないですね。そういう

意見多いですよ。

ですから、高台に逃げたりそんなの当たり前のことで、それをどうしていくのかという細かいところまでの計画を立ててやらないと、みんな不安なんじゃないかなと思います。

ですから、先ほど言ったように地震だけではありません。また来年どんな台風が来るかわからないし、どんな大雨が来てというようなこともありますので、そういう細かい計画を立てて周知をさせるというのが大事だと思います。本当に予想もつかないようなこと、でも予想がつくことでしっかり住民にそのあたりのケアというか、計画を立てて周知をさせたら住民の方も安心するだろうし、そういう計画を立てることが今回の大震災の教訓じゃないかなと思いますので。

総務課長、今どのあたりまで細かい内容的なものを防災計画、マップ等が進んでいるのか、教えてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) やっぱりきめ細かい住民の伝達という形になれば、これはやっぱりいろんな広報もごさいますけれども、それから無線放送、それからFM放送、しかしそれではなかなか伝達し得ないという形になりますので、それぞれの自治会に職員を専任制という形で、複数の職員をそこ担当の職員ということで張りつけるように今、総務課と企画振興課のほうで、それぞれ割り当てをするように一応計画をして、大分進んでおるんじゃないかなと思います。後は、総務課長のほうから。

議長(田村 兼光君) 総務課、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。まず、避難訓練についてでございますが、何も組織がない中での避難訓練というのが、非常に効果的な訓練が行われるかどうか疑問がございます。本町では、自主防災組織というものが全くございません。そこで、10月に自治会長会の定例会の中で時間をいただきまして、県の消防防災課の職員の方にも来ていただきまして、その自主防災組織の設置について自治会長の皆様の説明を終えたところでございます。

今、総務課の私どもの考え方といたしましては、自治会長の皆様には自主防災組織の必要性については御認識いただいたものというふうに考えておりますので、今年度中に全自治会で自主防災組織のまず規約をつくっていただくようお願いしたいと。これは、1月の定例会でお願いしたいと考えております。

先般の自治会長会の幹事会でも指摘を受けましたが、規約をつくるだけでは何もならないということです。それはもちろんでございます。新年度に入りましてから、規約ができた自治会に対しまして、今度さらなる説明等申し上げまして、実体が伴いましたならばそういった自治会を対象として訓練を実施したいということを考えております。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 難しく考えずに、本当に例えば役場が火事になった、じゃあ、どうしたらいいのかというのが役場の組織等あると思います。だれがどうだというのは組織図があるんじゃないかなと思

います。そういうのだけでも、何回も言いますが、町民の方には役場もそういう訓練をしているんだなという意識を高める1つの方法ではないかなと思うんですね。

確かに、自治会で今総務課長言われましたが、相談をしてというのも1つの方法かもしれませんが、なぜそんなに大きく考えなくて、まず役場のほうから自治体のほうからそういうものを行っているというものを発信できないのかなというのが、非常に不思議ですので、何回目の質問かわかりませんが防災訓練の質問をさせていただきました。

この東日本大震災があっても訓練をしないというのは、非常に疑問です。ですから、そんなのも考えずに本当に防災マップ、または計画というのがちゃんとできるんだらうかというのも一つ疑問ですので、そのあたりは肝に銘じてやっていただきたいと思います。

それでは、次の築上町の将来ビジョンと予算編成についてということで通告をしております。町はどこに向いて進むのか、進んでいるのかどうかもわかりませんが、どこを向いているのか。

なぜこんな質問をしたかといいますと、先般議会研修に行っていました。1つは子育て支援、これも書いております。環境の問題について、いろんな議員と話をする中で、我々がこういう視察にいった、議会でこういうことをしてきたよと。こういう研修をしてきたと言っても、実際町長が執行部がどういう政策を掲げてやっているのかというのが見えないねという話をした中で、こういう質問に至りました。

まず、きのうの質問にもありましたが、総合計画というものを前回9月の議会でも質問をさせてもらったときに、23年度で前期を見直し、24年度に新しい後期の総合計画というものを、ここにありますが、新たに作成しなければいけないような話になっております。内容になっておりますが、余り部会長、部ごとで検証もされていないようでした。そうすると、本当にどこを向いて進んでいくのかというのが我々にもわかりません。わかりづらい。当然、町民の皆さんにもわからないんじゃないかなって思いましたので、質問しました。

ア、イ、ウとあります。子育て支援、環境の問題、人口増に向けて先ほど信田議員も言いましたが空き家バンク、というのは防犯の意味もあるでしょうけど人口増、都会から田舎というほど田舎ではないのかなと思うんですが、環境のいいところということでの政策であれば、町長が今考えられる、これ以外にもあると思うんですけども、何を重点政策としてこの町をどういう方向に進んでいくのか、たくさんある中で町長の思いを、いま一度お聞きしたいなと思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本は何度も申しますが、今のやっぱり築上町というのは非常に美しい町でございます。基本的には、これは壊さなくて、皆さんがそんなに贅沢はしなくても生活できるという形であれば私はいいと思いますね。人口増というても非常に少子化の中で、非常に難しゅうございます。総合計画の中では2万5,000人くらいしていますけど、なかなかやっぱこれは現状維持も難しいような状況でございます。5年前の国勢調査は2万人を超えておりましたが、今回の国勢調査では1万9,400何がしですかね。もう1,000人くらい減りました。

そういう形の中で、子供が生まれず、そして亡くなる方が年間に250名以上亡くなっています。300名近くですね、生まれるのは150名程度ですね。そういう形になれば毎年150名ずつ減っていくという形になれば、もうこれは本当に非常に地方にとっては、都会はそうでもないんですね。やっぱり今まで、これも先ほど西口議員のときに国が悪い国が悪いというけど、都会へ都会へという形で皆さんが進出していったと。そうすればやっぱり豊かな生活ができるという願望のもとに都会に行っていました。

しかし、今後はやっぱり田舎に回帰の方向性に私はなってくるのではなからうかなと思っておる。その場合にやっぱり働く場所もちゃんとつくらないけんけど、なかなか企業来てくれと言っても難しいんですね。これも何度も申したように、その町がやっぱり企業が来てくれる、魅力をつくっていかなければいかんということで、何よりもやっぱりその住んでおる人が歓迎をする形のものをつくっていかなくやいかんだろうと、全体的にですね。

そういう形の中で、非常に教育も大事でございます。子育ても大事でございます。そういう形の中で魅力が感じられるという形になれば、農業もそうですね。あそこの農産物を食べれば健康で文化的なおいしい食事ができるとか、そういうやっぱりいろんな形のものがもう山積をさせなければ、魅力というのは出てきませんし、今若干子育てでもよそに先駆けているような政策やっております。これは、隣の行橋ではできないこともやっておりますし、そういう形の中で何とか、そして学校のほうも非常に安定してまいりました。これは教育委員会の委員さんほか学校の先生方が頑張っ、ちょっと荒れておりましたけれども、学校のほうも。

というのが、特に自衛官の方はやっぱり単身赴任が多うございます。本来なら、家族連れで住んでもらえばありがたいんですけど、なかなかそうは言っておれません。妻子を都会に残して、やっぱり都会という1つの魅力の中で残して、本人だけが単身赴任にきておると。この現象が妻子を連れてこの築城基地に残りたいというふうな願望の自衛官がたくさん出てくれば、少しは人口に歯どめがかかるんじゃないかなと、このように。

それでなおかつそれぞれ築上町の若者が定着、この地でできて、そして分家をする、家をこっちに建てると、そういう形になれば少しは人口減に歯どめ、よそから来てもらいたいといっても、農業をするにしてもなかなかやっぱり基盤がございませんので、新規参入の農家というのはもうほとんど今のところ望み、というのも震災地にある程度モーションかけました。しかし、やっぱり震災地の皆さんは自分のところをやっぱり離れたくないという、よそまで行って、住居を移してまでという形はなかなか踏ん切れないというのが現状だと。

やはり、自分たちのとこ、今残ってまた復興に、一緒になって復興して自分たちでそこで生活基盤築きたいという人たちが大半でございまして、なかなかやっぱり非常に人の移動というものが難しゅうございます。そういう形の中で、例えば農業、先ほどから言っていますが1次産業を大事にした形で、これが私の今からの、従前から一緒にございまして、総合計画もその中身で一致をしておると思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) いろいろしたいことはあると思いますね。やっぱり緑を大切に人口増だとか、ですから何がメインなのかというのが見えないんですね。いろんなものをちょこちょこちょこちょここれもいい、あれもいいってするんでしょうけど、本当それを最後までうちの町の柱としてやり通そうとか、ここだけは他町村に負けない政策でやろうとかってというのがなかなか見えにくい、今言いましたけど子育て、確かに中学校も医療費を無料にしたりとか、保育料も11段階、12段階ぐらい分けて細かくというのが非常に政策としてはいいと思うし、でもなぜ子供がふえないのかってところの検証がされていないから、問題があってやっているけどやっているけどって、でも結果的には政策としてなかなかあらわれにくいから、こういう結果を生んでいるのではないかなと思います。

そこで、今子育てと言いましたので、担当の課長にうちの町のこの子育て、他町村に負けない政策的なものがあれば教えていただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 福祉課、高橋課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋でございます。築上町の子育て支援の事業といたしましては、極力町負担がかからないようにという考え方の中から、国県の補助事業の範囲以内で実施しております。町独自といたしましては、保育料につきまして、国庫基準額の7割という形の中で保育料の軽減措置を行っております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 先ほどの医療費の件ですけれども、ちょっと確認だけさせてください。

課長、中学校まで医療費は無料ですが、例えば乳幼児にいろいろワクチンとか打ちますよね、予防接種、それに関しての補助とかはありますか。

議長(田村 兼光君) 住民課長、平塚君。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。今は、65歳以上と1歳から13歳未満の方を助成と、対象としております。助成者が22年度で1歳以上13歳未満の方が60人ということでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 取り組みとすれば医療費とプラス、ちょっと聞いた話ですけども、そういう乳幼児の予防接種も無料にする、それはお金もかかることでしょうけど。ですから、そこまできちっと子育て支援に関して我が町は支援をするし、何の目的かという、やっぱり子育てに支援の町ということの町になるんじゃないかなと思うんですね。ですから、やっていることは非常に入り口はよくてもなかなか出口の結果というのが見えにくいってというのが、今の将来のビジョンについての見方なのかなとですね。



当然、次にも言っております予算がかかるものです。ですから、来年度の予算についてじゃあどのあたりを一番メインに予算を考えて今編成をしているのかを教えてくださいたいと思います。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。予算編成、本来始めは地方財政計画という国の方針が届きます。その方針で大体、市町村の団体はこの範囲という交付税、国税等もあります。そういう数字を見ながら予算編成が第一段階、その後はうちの標準財政規模63億ありましたら、それに2.0にするのか、1.8にするのか、2.0で120億、ちょっと高いなということで、当初予算は100億前後にとどめようかというような形であります。

まちづくりって、この質問の町は将来ビジョンとありますが、大きく財政健全化と住みやすさといいますが、2つあるかと思います。住みやすさばっかりし追いかけても、財政が悪くなればアウトですので、町長が言いましたように、総合計画、町長のマニフェストも子育て、教育、福祉ですので、そういう中心であります。来年度は特に、今下水道はやってあります。公共下水道、そして光ファイバー、これ8億から10億あるかかと思っています。それが基礎的なサービスになろうかかと思っています。それプラス独自サービスといいますが、中学3年生までの医療費無料化、障害者3級医療費無料化、保育園の先ほど言いましたように国庫負担の7割で保育料をとめる。それで今児童館の維持運営、新しく今度築城の地区に今築城保育所にある児童施設を建てる。そういう形で、今の現状のサービスは削るとかいうことでなくて、新たに下水道の建設、光ファイバーをつくるか、そういう住民の基礎的なサービスを大事にしていきたいなと思っております。

そしてまた、議会でいろんな意見をいただいた中で、財政的な面の余裕があればそれを取り入れて、新規事業として取り入れていくということで、町長の方針は教育、子育て、福祉です。ちなみにきのうからランキングの話が出ていますけど、2008年のデータで子育て支援ランキング、築上町、町村の部ですけど、38分の4位で、上から4位になっています。これを1番にというか、1位、2位のほうに近づきたいなと思っております。そういう方向の施策もやっぱ担当課としていきたいなと。

そういう意味で去年、大玉村ですか、福島県行きました。今度、復命書も私見ておりますので、そういう子育て支援を福岡県下でもトップのほうに、ランキングですので、いいかどうかわかりませんが、やはり1番のほうになったらいいかなというふうな形で考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 1番をそれは副町長、なんか町長みたいな答弁でしたが、1番を目指していきましょうよ、それは、ね、町長。どうせなら4番とかなんか中途半端なメダルももらえないですよ。3位までしかもらえませんしね。ですから、1番を目指してやっぱ子育ての町、目指すのであればそれをもう少しもっともって住民にアピールをする、また町外にもアピールをしてやっていくことで、いろんなものが活性化してくるんじゃないかなと思います。

今言う人口増にもつながるかもしれないし、そういうことでそういう目的があるなら、それを錦の御旗ではありませんが、重点政策として頑張ってやっていただければ、もうそれで構いません。結果をなるべくいい結果が出るように、またするだけじゃなくてきちとやっぱ検証をしなければいけないと思います。

ですから、先ほども言いましたけど、つまみ食いはするけども、なかなか最後まで結果が見えていないというのが何となく今の現状のような気がしますので、そこは最後まできちとやっていただきたいなと思います。

それと、きのうの武道議員の質問で健全化計画はもう今年度はないと、見直しですね。ということは、単純に考えて、健全化計画を立てなければいけないというのは、健全化じゃなかったから立てなかったからいけないと。それを立てなくてよくなったということは、町長時々言いますが、好転してきたと財政状況が、というとらえ方でいいんですか。

議長(田村 兼光君) 財政課長、則行君。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。言われますように、財政状況につきましては、好転をしているものとして考えております。

ただ、その要因といたしましては、やはり補助金の5%カットとか、物件費等の抑制、この部分もございしますが、大きくは人件費の削減、また将来的にこの歳入につきましても、本来的には交付税とか、きのうも申し上げましたが再編交付金とか、そういうさまざまな補助金とか、交付金、この部分が増額されておまして、その部分で余裕ができたものとして考えております。

私も東松島に行ったんですけども、そのときに東松島の市長がとくとくと言われておりましたのが、こういう災害が起こった場合にはやはりどうしても現金が必要になってくると。東松島の場合は災害で亡くなられた方が約1,000名おられたと。この方たちにはやはり災害弔慰金というものを支出すると。これが、基本的にはお1人につき500万円、これのうちの2分に1は国から補助がき、4分の1から、4分の1については県からの補助が来るけれども、その残りの4分の1については市費で持っていくと。

補助金ですから、あくまでも一たんは市のほうが払い、後で金が来るということで、そのすべてがやはり立てかえになるということで、現金が要るということで、そういうお言葉もありました。財政的に余裕のあるときにはくれぐれも基金とか、そういうもの積んで、将来的な財政負担に対応できるような体制をとっておいたほうがいいよというふうな御指導も受けました。

本町につきましても、できるだけ剰余金等が出た場合には、将来的な財政負担に備えて基金等にも積んでいきたいというふうに考えております。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 我が町の今の借金は特別会計も合わせて150億くらいありますよね。ないですか。140くらいですか。たしか100と、150ほどあったんやないですかね。それ近くあったでしょうね。剰余金も今、余裕のあるお金が、町長がきのうも言いましたけど30億くらいあるとかいう話ですが、いず

れにしる借金がある、大きくある町ですよ。ですから、当然ためなければいけないんですけど、そのあたりを返す方法、または何か目的をつくってやっていただきたい。総合計画も9月に質問をして、きょうは課長が不幸があって欠席されていますが、わかる範囲で結構です。その後総合計画の見直し、または部会長の見直し等検証されたのか、お聞きします。

議長(田村 兼光君) 企画振興課、江本君。

企画振興課長補佐(江本 俊一君) 企画振興課、江本です。総合計画の見直しといたしますか、進捗状況については平成19年、あと21年、23年の2年おきに10月、前年度の決算が出た時点で、進捗状況の調査を行っております。最終の23年の調査におきましては、基本計画11部会342項目の基本計画のうち、実施済み23%、一部実施中50%、検討中20%、あと外部要因また状況により保留または見直しの計画が7%ということになっております。合計100%ということで、この実施状況につきましては、総合計画、前期もうすぐ終わりますので、部会長会議等に報告して後期の見直しが必要な場合は見直しを行って進めていきたいと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) この総合計画が基本となってということで、いろんな議員さんの質問の中で、町長、副町長が答えております。ですから、当然検証しなければいけないし、検証した結果をまた新たに後期分でもいい形で反映されないと、この100数名の方が一生懸命最初の入り口の段階でつくった総合計画は何だったのかという話になりますので、しっかり検証して、また新たに後期分に関しては見直すものは見直し、うちの町に沿った総合計画を新たに作っていただきたいと思っております。

それでは、3番目に学校教育についてという形で通告しております。

毎年この時期になると教育長に学力テストの結果ということで質問をさせてもらっておりますので、質問しなければ教育長も寂しいだろうと思ひまして、質問させていただきました。

新聞にはこうやって折り込みを、新聞の結果が出ております。地域間の差が縮まるという結果のようですが、うちの町京築6教育事務所のある中で、見るとやっぱ下から2番目という結果です。全国的にも、たしか福岡県は昨年が40位前後ぐらいだったような記憶があります。今回のこの結果を踏まえて、教育長のまず、教育長の率直なる感想を聞かせていただきたいと思ひます。

議長(田村 兼光君) 神教育長。

教育長(神 宗紀君) 学力の重要さというのを私、先生方の集会、研究発表会、そういう機会をとらえて、必ず学力をつけさせてくれということは申し上げてきております。学力のない子供たちは将来展望が開けないんですね。それで、今までは随分学力を अच्छにのけられていたと。ところが、ゆとり教育ゆとり教育の中で学力がずっと低下して行って、国は慌ててことしから小学校は新学習指導要領に変わりました。学校で教える内容も随分ふえました。中学校は、来年度から新しい方向でいきます。

この町内のことを先日、10月の1日でしたか、11月1日か新聞に発表がされましたので、それに基づいて私もこれ非常に気にしておりました。三、四日前に成績が届きましたので、この町内の子供たちの実態も分析できましたのでお伝えをしたいと思います。

今、工藤議員さんおっしゃるとおり、県下ではこの京築はドン2というのがもうほとんどのところでしたが、私は、この築上町はすべての領域で昨年を上回っております、非常にいい傾向が出てきたということで喜んでおります。

ちょっと具体的に時間がかかりますけど、具体的に申し上げますと小学校は国語のB、算数のA B、ともに管内、この京築管内の平均を1点ないし、2点平均を上回っています。中学校は国語A B、算数A Bともに管内の平均を上回りました。ということは、中学校でいいますと、管内20校あります。20校でかつてある中学が荒れたときは、中学校の成績がドン2でした。やっぱり学校が荒れると、成績は勉強ができない、明らかなことです。それで、今の学校の様子をごらんいただければわかると思いますけど、町内、非常に学校落ち着いた環境で勉強ができていますと、私はきっとこれはいいことは結果が出るのではないかというふうに思っていましたけど、今申し上げたとおりすべて上向きということで、中学校は20校のうち10校以上、ベストテンの中に入っていると、そういう状況まで上がってきたということがいえると思います。

今、学力を知る調査は、全国の学力調査が9月27日に行われました。それからもう一つは、福岡県独自が全国4件でやっている学力調査がございます。これは9月6日にやりました。もう一つ町独自、築上町独自で取り組んでいるCRTというのがあります。これは、全学年、全教科にわたって調査をします。これもやっております。この学力調査は小中学校の場合は国語と算数、数学、それだけですけど、県の学力調査は理科、社会まで、英語も理科、社会まで加わります。かなり幅広く様子がわかると。

こういう中で、かなり取り組みの成果が出てきたと思っています。私は、学力はただ学校で勉強を教えれば、家で勉強させれば学力が上がるというふうには思っておりませんで、これは明らかに全国の学力調査を見ますと、一番いい県はずっと石川、福井、新潟、秋田あの辺に偏っています。この原因はなんだろうかというふうに分析をして見ますと、ここの地方は三世代が同居しているんですね。これは、私は大きいと思うんですね。おじいちゃん、おばあちゃんの知恵が孫に伝わるんですね。ところが今、我々のこの環境を見ますと、それぞれ世代間別居というような状況で、なかなかお年寄りの知恵が子供まで伝わっていかない。

それともう一つは、今福岡県が力を入れているのが、規範意識、ルールを守りましょうと、こういうことですね。それと、もう一つ私はこれは必ず効果が出ていると思っているのは、学校給食です。食育ということですね。これが今、築上町だけです。福岡県で5食の米飯給食に取り組んでいます。これは、学校が落ち着いてきている大きな原因ではないか。数値にあらわせませんけれども、それはいえると思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 昨年よりも全体的に点数が上がって、結果的には今まで何をやってきたのかはちょっとはっきり、今教育長の答弁からわかりませんが、1つは食育、大きな原因だろうと、一つの点数上がった大きな要因だろうということですが、全国的に見ると、まだまだやっぱ低いと思うんですね。全国学力テストですから、そればかりが本当にその子の将来を決めるのかというと、疑問などありますが、再三質問をすると、教育長が生きる力は学力だという答弁をもらいますので、じゃあその学力を伸ばすためにどういう取り組みをしているのかという質問をさせてもらっています。

もう少し細かく上がった原因がわかれば、食育だけじゃなくて、教育長耳が痛いかもしれませんが、やっぱり我が町の教職員の質を上げていくというのも一つの大きな役目じゃないかなと思います。いろいろ聞くと、何か余りよくないような話も聞きますし、そのあたりというのははっきり私わかりませんが、教育長の力として来年度たくさんいいといわれる教職員を、我が町の小学校、中学校に配属させてもらって、また学力等が伸びていけばと思いますので、そのあたりの意気込みをもう一度お願いします。

議長(田村 兼光君) 神教育長。

教育長(神 宗紀君) ちょっと今一つことしの結果と見て気になっているのは、学校間でやや差があるということ、これを来年度はこれに向けて縮めていかなくちゃいけんと。その中で、先生方の持つ力、指導力というのは非常に大きいです。私は、人事異動については非常に神経を使って人事異動しているつもりですけども、私は学校、中学校が特に落ち着いてきたのも人事異動も一つの原因かなというふうに思っています。

今町内、これは毎年10万ずつ予算をいただいて、10校学校ございますが、その10校の学校のうち3年で一回りするよう研究発表会を取り組んでいます。これは、研究発表会は主に取り組み見ますと、算数、数学、国語、この教科がほとんどです。そうすると取り組むとはっきり結果がやっぱり出てくるんですね、上がるんです。成績が、やっぱりそこは先生方の意識が生まれてくると思います。特に研究発表会をやった学校は、やっぱり一つにまとまるなという印象を私は受けています。おかげで今、築上町の先生方は、これは先生方にとっては大変負担な発表会なんですけど、嫌な顔もしないでやってくれているというところを私は非常に感謝しております。今後も、校内研修とそれからこの研究発表会、これは続けていかなければならんと思います。

それから、もう一つ申し上げておきたいんですが、今この築上町は学力向上推進校という指定を受けています。この京築管内では苅田町とみやこ町とこの築上町、この3つの町が学力向上をさせる対象の町というふうに指定されまして、県雇いの、県雇いというか、県から費用が出て講師を雇って学校に援助に入ってもらおうと、こういう取り組みをやってきておりますが、これも効果が出てきているのではないかと考えています。

ことしの夏休みに、中学校1年生と小学校5年生を対象に、算数と数学の夏期講座をやりました。これも先生方には負担で、夏休みの時間をとって学校に出てきてもらって、子供たちも学校に出して、学校で指

導したわけですが、来年以降もこれは続けていこうと、校長たちもそういうふうに今言ってくれていますので、必ずこれも効果が出てくるといふふうに思っております。

したがって、今後の対策、成果も必ず私は効果が上がってくると思います。(発言する者あり)ちょっと今、副町長からありましたが、小原小学校がこの前学校の取り組みで、これは成績とは関係ありませんが、県表彰されました。これは、学校で神楽をやっていると、文化の伝統の継承ということで県表彰されたことも合わせて御報告申し上げます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 上向きだという中でいるんな取り組みをしてやっているということですので、また今以上にそういう形として結果としてあらわれるようにやっていただければいいと思います。

最後に施設の改善計画ということです。これも前回統合の件で教育長に質問をさせてもらいましたし、何人かの議員がまた質問をしておりますから余り深くは言わないんですが、余りにも同じ町内で施設に差がある現実ですね。同じ教育を受けるものとしての、その差があり過ぎるので統合するのかというのは別として、やっぱり緊急性のあるものは学校の施設をよくしてやらないと、せっかく今教育長の答弁ですと学力が上がってきているのに、また施設が悪くて荒れるなんていうことも考えられるわけです。ですから、耐震の今調査なりをしているんじゃないかなと思いますが、統合もあわせてなんでしょうけど、まずこの傷んでいる施設、学校の改善計画を教えてください。

議長(田村 兼光君) 学校教育課長、田中君。

学校教育課長(田中 哲君) 学校教育課、田中です。議員さんのおっしゃるとおり、やはり環境というものは大切なことであると思います。

改善の計画ということで説明させていただきますと、先日の一般質問に教育長のほうからもありましたように、学校規模適正化検討委員会という答申を受けて、その結果町部局のほうに対しまして報告をいたしまして、現在町部局のほうで幅広い見地のもとで検討していただいているところですが、この間教育委員会といたしましては、21年度から3カ年、当初5カ年計画で耐震調査をやるという計画でありましたが、条件的にできることと、また急いでやらないけん、2つの要素がありまして、2年の前倒しをすることができました。

その結果、ことが最終年の年ということで、ほぼ耐震調査の結果が出そろったところでございます。一部今年度分についてはまだ正式ということがちょっとないんですが、結果を申しますと21年度から実施したところから述べますと、八津田小学校の手前の棟、それから椎田小学校の一番手前の職員室と、それから葛城小学校の全棟、1棟ですね。それから椎田中学校の全棟、それから築城中学校の全棟が、この5つの学校の分が耐震調査の結果、補強しなきゃならないという結果が出ました。

それで、この結果が今出たわけなんです、この3年間の中でやはり耐震結果というものが出らんこと

には、もし最悪の調査結果で即壊しなさいよという結果の分が出れば、その後壊すということなんですが、このことがすべて即壊しじゃなく補強してオーケーですよという調査結果でした。

そのことがわかったんですが、その間の今までのちょっと道のりとして申しますと、やはり議員さんが言われましたように、緊急性あるいは必要性のあるもの、高いものからやっていくという方針を行ってきました。特に、築城中学校が見た目的によくないというのが、もう皆さん御承知かと思います。この中で、やはり給食室の補修、それから雨漏り、それから浄化槽の流入管の老衰、あるいはそれからトイレ改修、キュービクルの設備、それから外壁剥離といったように、いろんな形で地域活性化臨時交付金等の補助というものを大いに活用しながら、数多くの修理はしてきたものですが、何せ建てかえということとか、統合ですか、そこら辺をすればいま一步の補修といえますか、そういう形はできないということになりますが、それ以外は緊急性及び必要性を考えて優先的にやっていっているということです。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) もう時間もありませんので、要するに先ほども言いましたが、建てかえないかんのか、補修をせないかんのか、もう一つ統廃合せないかんのかということだと思っんですね。ですから、前回も言いましたけど、そこの決断を早くしないと無駄な補修、維持補修費がかかったりとかいうようなことになるだろうから、教育長には任期中にきちとした道筋を立てて進めてくださいということで、前回も言ったと思います。

ですから、当然悪くなったものをよくするのは当たり前のことで、先ほども言ったように同じ教育を受けるのに何でこちらでは環境がよくて、こっちは環境が悪いんかというのはそれこそ不公平でしょう。ですから、それやったらそれで直すのか、もう少し待ってくださいと、統合するからという、きちっとそういう道筋を立てて、保護者なり生徒なりにきちとした説明をするべきだろうと思います。そのあたりは教育長、もう一度ねじ巻いてやっていただきたいということで終わります。

議長(田村 兼光君) お疲れさんでした。

.....  
議長(田村 兼光君) それでは、これで午前中の質問を終わります。再開は、午後1時からとします。

午前11時52分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長(田村 兼光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番目に10番、西畑イツミ議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 通告に基づきまして3点質問をいたします。

防災に強いまちづくりについて、まず最初に防災計画の見直しについて質問いたします。

先日、議会で淡路市メガソーラーを視察に行ったときに、阪神淡路大震災の教訓から避難は訓練しかない、防災計画に避難場所を指定している、海拔表示をしていると話されました。防災計画の見直しについては、きのう、きょうに続きたくさんの議員が質問しておりますので、私は違う方向から質問したいと思いません。

自主防災組織を立ち上げることが話されておりました。自治会ごとにアンケートをとって非難計画などの見直しに生かすことはできないのか、また避難所運営への女性の参加が必要です。防災会議に女性を参加させてほしい。女性ならではの気づきがありますので、防災計画の見直すときにはぜひ女性を参画させてください。

まず、自治会ごとのアンケートを取り組むのかどうかをお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。現時点では、自治会ごとのアンケートといったものは考えておりません。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 考えていないと言われましたが、自主防災組織を立ち上げるのであれば、やはりこれは一番最初に必要なことだと思うんです。その地域地域によっては計画が変わってくるところも多々ありますので、アンケートは必要と思います。

次に、自然災害で孤立する恐れのある中山間地域の集落の防災計画などはされておりますか。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。本町には、築上町の防災計画といったものがありますが、それぞれの中山間地、山間地、あるいは平坦地ですね、そういった地形ごとの防災計画といったものではございません。全町の防災計画ということでございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) わかりました。全体の計画しかないということですが、やはりこの3月11日の東日本大震災の教訓として全体の計画も必要ですが、それぞれのところの計画もぜひ取り入れて、取り組んでいただきたいと思います。

また、東南海三連動巨大地震がいつ起きるかもわからないと言われているこのごろですので、ぜひそういう計画を考えていただきたいと思います。

次に、築上町の備蓄状況についてお尋ねいたします。浸水予想地域にある学校や福祉施設公民館には救命胴衣を常備することや避難場所に暖房や食料、テレビなどが必要ですが、備蓄倉庫は何カ所ありますか、またどういうものを備蓄されているか、お尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。現在の本町の備蓄状況を申し上げますと、いわゆる防災



あるいは災害が起きたときの復旧に必要な道具類の備蓄はございますが、食料品あるいは今言われました救命胴衣こういったものの備蓄はございません。

それで、現在午前中の質問に対しても申し上げましたけれども、自主防災組織の立ち上げを検討しております。その自主防災組織ができたときには、効果的な防災訓練も可能であろうと考えております。それと合わせて、新年度から新たな財源をもとに防災関連の基金ができる見込みでございますので、そういったものを財源として食品関係の備蓄も検討したいと考えております。

食品の備蓄につきましては、どうしても保存年数というのがネックとなってまいります。防災訓練を行えばそういった古いものから防災訓練のときに消費して行って、新たに新しいものを備蓄していくといったことも今考えられると思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 食料などの備蓄については現在考えていないということですが、やはりこれは必要なことです。(発言する者あり)考えると言ったんですか。ごめんなさい、済みません。考えていないというふうに言うたかなと思ひまして、考えられていることですので、ぜひそういう今5年とか、もっと長い期間あなければ保存できる食料品というのは今たくさん出ております。そういうものを検討していただきたいと思います。

次に、高齢者や聴覚障害者等を災害から守るための取り組みについてどう考えているかについてお尋ねいたします。

災害に際して、まず問題になるのは避難や救援の大切さです。体力が衰え不自由な体で、また障害のある方たちが短い時間で避難するのは容易ではありません。地域や行政が日ごろから高齢者等の連絡網などを整え、体制を準備する必要があります。以前、聴覚障害者にはファクスで知らせているということでしたが、聴覚障害者の方がすべてファクスを持っておるのかどうかお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 福祉課、高橋課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋でございます。今お尋ねになりました聴覚障害者のファクスの件でございますが、聴覚障害者につきましては対象ひとり暮らし、聴覚障害者のみの世帯の方については、障害者補助事業の日常生活用具でファクスを交付しております。それ以外の方で、個人的に買われた方についてのファクス台数については当方では、築上町では調べておりません。申しわけございません。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) やはり、聴覚障害者の方は無線放送が聞けません。電話のところには救急ランプみたいなものを取りつけて知らせる方法がありますので、希望者のみでなく、家族がいても常時いるわけではありませんので、調査をして必要な方にはファクスを備えるようにしていただきたいと思います。

また、携帯のメールで一斉に送信する方法が今あります。この方法も取り入れていただきたいと思いますが、どのようでしょうか。

議長(田村 兼光君) 福祉課、高橋課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 予算的な面も考慮しまして、今後検討していきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 確かに予算が伴います。予算が伴いますが、町長、やはり住民を守るという立場からすれば、町長が決断すれば実現できることではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 突然のことなんで、実態も調査して本人たちが要るかどうかということも調査しなければなりませんし、一応福祉課長も今後調査していくということで調査はさせます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 今、町長突然のことと言われましたが、私通告しておりますので、目を通されているとは思っておりました。これからは、通告に基づいてどういう内容かは目を通していただきたいと思います。

町長(新川 久三君) 携帯電話の件は書いてない。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 高齢者や聴覚障害者等災害から守るための取り組みというふうに書いておりますので、いろんな方法があるということは想像できると思いますので、それに書いてなかったら答えられないということじゃなくて、予算をつけるかつかないかということをお聞きしているんですから、そのことについてお答え願いたかったんですが、これからはぜひそうしていただきたいと思います。

最後に、きょうの新聞に築城基地での消火訓練や救難訓練を行われたと新聞に載っております。築上町は、訓練をまだしないというふうに、それぞれの、町としてはしないというふうに言われました。何人かの議員さんの質問に対して、でなくて築上町も訓練するように強く要望いたしますが、町長いかがですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これも総務課長が答えたように、自主防災組織というものを検討しながら、そういう方向性ではいきたいと考えております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) そうすると、あくまでも築上町での訓練は頭の中には考えていないということですね。そう理解してよろしいですね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) いや、築上町がするとかせんとかやなくて、町全体として町が主催をしながらやっていくというふうに御理解をお願いしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) わかりました。築上町が各自治会と一緒に訓練をするというふうに理解していいんですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 訓練をするということを断定するわけではございませんけど、その方向性で自治会の自主防災組織ができたときに協議をしながら、相手がおるわけですのでそういう形の中で訓練をしようじゃないかという呼びかけはやっていきます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) まず一步を踏み出すということで、それから先どうされましたかということ、またお尋ねしたいと思いますので、まず第一步を踏み出していただきたいと思います。

次に、高齢者保健福祉計画についてお尋ねいたします。

高齢者保健福祉計画と第5期介護保険事業計画の進捗状況についてお尋ねいたします。現在どこまで計画をされておりますか。

議長(田村 兼光君) 福祉課、高橋課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋でございます。まず、高齢者保健福祉計画について御説明いたします。

従前、介護保険事業計画は3年ごとに5年を1期としまして、第1期計画につきましては平成11年度に策定をしております、計画対象期間を平成12年から16年としております。第2期計画については、平成14年度に策定、計画対象期間を平成15年から19年と定めております。

その後、介護保険法の改正によりまして3年ごとの計画と定められたために、第3期計画が対象期間、平成18年から平成20年として策定されております。その後、介護保険事業計画の見直しと時期を合わせて3年ごとに見直しを行うこととしておりましたけれども、平成20年度の見直しについては実施できておりません。今回、計画対象期間の平成24年から26年につきましては、今年度23年度中の予定で今策定の見直しを行っておるところでございます。

それから、次に第5期介護保険事業計画につきましてですけれども、福岡県介護保険広域連合において、大学教授、福岡県医師会、福岡県看護協会、福岡県介護保険支援専門員協会、被保険者代表など、15名による第5期介護保険事業計画策定委員会で、介護保険給付料等の将来推計などについて今論議されております。

策定委員会が、12月末まで審議をする予定になっておりますので、それを終えてから事業計画についての答申がなされる見込みでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 12月末までのその後にこういう事業がはっきりされるということですが、事業計画を策定するときに利用者の生の声の実態をつかんでいただいて、日常生活圏域ごとのニーズ調査をし、介護の基盤整備だけでなく、在宅医療や高齢者の住まいなどについても適切な計画化をするように、高齢者保健福祉計画とも連動させて、買い物難民や若年性認知症への対応、居場所づくりなど、介護保険にとどまらない内容を計画に盛り込んでいただきますように要望いたします。

また、情報の公開、圏域単位での説明会や講習会の開催などもしていただきたいと思います。また、わかりやすく十分な情報提供、説明を経た上でのパブリックコメントなど、計画策定の過程での住民参加ができるように要望いたします。これはまだ、策定中ということですので要望で終わります。

次に、福岡県介護保険広域連合では保険料改定について、どのような話し合いをしているかについてお尋ねいたします。

町長は、介護保険の広域連合議会議員です。介護保険料は来年4月改定されます。65歳以上の平均保険料が現在月4,160円から来年4月には5,200円程度になるとの国の試算が示されております。広域連合では幾らにするかの話し合いを行っておりますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これは議員とは関係ございませんが、議員は広域連合が提案したのを、まず議会でいいか悪いかを判断するところがございますし、それとはまたもう一つ別に広域連合の豊築支部というのがございます。

ここで広域連合から示された案を妥当かどうかという、いわゆる議会で提案する前の、これは二面性を持っていますけれど、支部の中に運営協議会というのがございまして、ここで保険料の額を決めていくと。この保険料の額は決め方としては全体のいわゆる療養給付費、これからもとにまた国庫負担も決まってきます。これもやっぱり前年度ということで、過去の例をとりながら算出するわけがございますけれども、そういう形の中で今保険料、これについては3段階の保険料の決め方を行っております。

給付の高い地域をA、中くらいをB、それから給付が低いところをCというふうなことで、本来なら保険というのはもうそういう形じゃなくて、県下一律でやるけれども、余りにもある地域が高過ぎるというクレームがついて、ABC3段階に分けようということで、今そういう段階で保険料を決めていっておるということで、ちなみに本町はB地域になるということで、中くらいのところに位置をしておりますし、これは従前からB、それからこの豊築では合併前は新吉富がたしかCで安い額だったと思いますけど、そういう形の中で決め方としては全体の給付費、それから国庫補助、県の負担金、それから市町村の負担金等々を考慮して、そういう形で保険料を決めていっておるというのが現状でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 豊築支部で、協議をして決めていくということですが、築上町はBグループですのでそういうふうにならされましたが、国は財政安定化基金を取り崩して保険料の軽減に充てるよう

にっております。県も保険料値上げを抑制するために保険者に返す作業ができているとも言っております。

広域連合においても既に試算をしているはずですが、もし、平均5,200円になれば、高齢者の負担を超える、そして低くしてほしいという強い高齢者からの要望が上がっております。介護給付費準備基金を取り崩して保険料の引き下げに充てるというような話は出ませんでしたか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 県からそういう形で調整基金をいただいておりますが、これはやっぱ今年度のという形で、今すぐにはそういう取り崩しは出てきていないというふうに議論的にはなっておりません。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 豊築の支部の中では議論されていないということですね。1月には広域連合議会が開かれると思います。そのときにはこの取り崩し問題も話されるのではないかと思います。県のほうが準備ができているというんですから、当然この話は広域連合議会の中で出されると思いますので、ぜひそのときは町長議員ですので、意見を述べていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 意見があれば意見を述べますけど、意見がなければもうそれはそれで、無理やりに意見を述べるというわけではございませんし、自分として考え方で質問をして、そしてこれは自分が妥当でなければ反対意見も述べますし、賛成意見も述べますし、妥当という形で、支部で皆さんと検討した結果、妥当であればそのままに議会は私は賛成を投じるということで、従前まで今までそういうスタンスできておりますし、逆に議員さんの中でも常に反対意見を唱えて、これは同じ人です。西畑議員も傍聴に来ておるんでよく御存じのことと思いますが、そういうことでございますので、よく知っておると思いますけれど、私どもは一応執行部の原案に対して、議員のときは賛成、支部のときも本部から送られてきたものを妥当だろうという形で、一応その考え方で私も今度は次の連合の議会には臨んでおると、こういう状況でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 豊築支部で妥当であれば広域連合議会の中でも意見を述べると言われましたが、妥当であるかどうかというのはもう既に資料としてきているわけでしょう。そうすると、この試算の保険料はどのくらいになるかという試算は出されているわけでしょう。それが妥当かどうかということは、今言われないわけですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これも、質問がどのように話し合いがされておるかということで、先般ちょうど私が小用で上京しておったんで、この支部運営委員会に出てなかったんで、課長わかればちょっとその分。

議員(10番 西畑イツミ君) ちょっといいですか。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 町長が上京していない場合は課長が代理で出席できるんですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) その前に、事務連絡者担当会議が、こういうのが出ますよということであってあるのでわかって。そしたらまだその話はないと思います。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 事務連絡会議が先にあって、豊築支部でその広域連合議会に提案されるものが上がってくるということですか。それでいいですか。

そうすると、事務連絡会議がまだ開かれていない、豊築支部でもまだ話し合いがされていないということになれば、いつそれができるんでしょうか。会議が、まだわからないわけですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それがいつ議論されるかというのは、まだその会議で提案がなければわかりませんし、それはまた本部に聞いてみらなわかりませんが、一応豊築支部ではまだ、多分私この前欠席しておるので、どういうことがこの前の会議で議論されたかというのは、ちょっとまだ私が把握しておりません。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) これは、皆さんの保険料が決まることですので、上京していなかったらどうい会議内容だったかというのは聞くのが町長の仕事じゃないかと思うんですが、違いますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には保険者1人当たりの給付費が保険料に今まで決まっておりますよね。そういう形の中で、だからそれと従前と変わらない決め方では決めていっておるということで、新たに変わるようなことはございません。今まで従前と同じような形で来年度ですかね、平成24年度の保険料も決められていくと、このように思っております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) わかりました。従前と同じということですので、広域連合議会は楽しみにしております。

次に、独自の保険料の軽減措置についてお尋ねいたします。

県の介護保険広域連合は、三原則以外の減免は認めておりません。2009年の介護報酬引き上げに連動した保険料増額分について、国庫補助が実施されております。一般財源からの充当を禁ずることに、整合性がなくなっていますので、柔軟な対応を認めるようにこれも豊築支部で話し合わないと、広域連合議会の中で話が持っていけないんだと思いますので、ぜひこの面も豊築支部で話し合いを出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) いつも西畑議員からすべて介護保険、それから国民健康保険、軽減という形出ておりますが、基本的には災害をこうむった人は基本的に減免できるというふうな町の条例もそうとなっておりますし、今のところ独自に軽減措置を設けるという予定はございません。されとて、連合のほうでそういう形になればそれはそれで我々としても認める形になると思いますけれど、連合がそういう立場に今のところ立っておりませんので、それはやっぱり強く連合のほうに西畑議員が、所属党議員さんも議会に出ております。そこで、やっぱり強くその要望を求めていってもらってはいかがかなと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) それは当然、広域連合の中での保険料が安くなるよという質疑、それから一般質問を行っておりますよ。でもね、それは別の自治体のことでしょう。豊築支部の。つまり新川久三議員がですよ、議員がどうこうするというあれじゃないわけでしょう。だから広域連合議会の議員の1人ですから、そういうことも取り上げて直接広域連合議会の中で話が持っていけないのであれば、豊築支部で取り上げていただきたいと言ったんです。だから、よそのことはどうでもいいんです。町長がどうするかです。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) よそのことはどうでもいいという形になれば、築上町はもう一応軽減措置という形は従前どおりで、新たな軽減措置は設けないということで、私は豊築の連合支部ですかね、これに私から積極的に軽減を設けるとこういう形にはなり得ないということを答弁いたします。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) わかりました。積極的にしないということですね。そうなれば、広域連合議会でも発言しないだろうとは思いますが、できるだけ介護保険を払う人たち、やはり一応考えていただきたいと思います。今、月額平均の基準額が4,700円が国どおりの5,200円になれば、すごく上がるわけでしょう。だから、やはりそういうことは町長積極的には言わないといわれましたが、やはり積極的に築上町の介護保険を支払う人たちのことも頭の中に入れていただきたいと思います。

そうしないと、これは医療費がかさみ、そして介護保険を受ける人たちがどんどんふえていく。となると、ウナギ登りに保険料が上がっていくということになりますので、やはり守ってやるというのが町長の仕事だと思います。議会議員だったら関係ないというふうに言われるかも知れませんが、築上町の町長としてやはりそういうところを頭の中に入れていただきたいと思いますが。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、軽減措置を設ければ何らかの形でよそから財源を持ってこなさななりません。それが、軽減措置すれば、もし万が一保険料にかかわるのが非常にウエート高くなります。国も出さない、県も出さない、町も出さないという形になれば、一般すべての被保険者にかかわってくるとい

う形になれば、軽減した人はいいいけれども、あとの被保険者は増額になるという形になりまして、この矛盾点が非常に私としては判断しがたいというところも至っておるわけでございます、非常に難しい問題でございます。

やっぱり非常に介護保険にしても、町の負担金が相当ございます。実際ですね。そして西畑議員はもうすべてのものを軽減せよ、軽減せよという形で私に質問を投げかけてくるが、当然それは無理ですよ、いつも私は答えておるつもりでございます、だからきょうの場合は若干方向性が変わって、豊築支部と。そしたら、支部は出さなきゃならんわけですね、県の連合は出さないという形になっております。

支部の中で出すという形になれば、町の負担金が上がってくるという形になりますし、それはちょっとやっぱり全体、国全体的な形で考えてもらうべきであろうということで、いつも私はそれを西畑議員には答弁しておるところでございますし、まだまだすごいこれはやっぱり軽減すれば全員の軽減をしなきゃならん形になろうかと思えます。そしたら、保険料を全員の軽減という形になればすごい額になりますし、それはでき得ないということで、一部の人を減免せよという話も出ておりますが、これはでき得ないという話で御理解を願いたいと思えます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 私は今、豊築支部でこのお金を出せとか一言も言っておりません。広域連合の中で基金を積み立てております。その基金を取り崩しを行えば、実現できないことはない、170円ですか、1人。下がりましたよね。あれも基金を取り崩して行ったわけですよ。だから、広域連合の中にはたくさん基金がございます。それを取り崩して保険料引き上げの幅を少なくするというのは、町長は言えると思うんですが、私は豊築支部でそれを負担せよとは一言も言っておりませんので、そこのところはよく考えていただきたいと思えます。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これは基金は全体的な財政安定化基金ということで、もう本当にいろんな形で歳入ができなかったときに、これを使っていくというのが基金の目的でございますし、軽減のための基金ではないということで私は理解しておりますし、やはり国の国庫負担がふえるような状況を私は望んでおりますし、その運動はやっております。

だから、西畑議員も一緒にその運動でいていただきたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) わかりました。国のほうの働きかけを行っているということですので、ぜひ基金を取り崩しができるように、そういうふうな運動を町長も行っていただきたいと思えます。

次に、太陽光発電システムについてお尋ねいたします。

町民協働発電制度の創設を取り組めないのか質問いたします。先日、議会視察で淡路メガソーラー施設見学をいたしました。事業費は4億6,000万円、これは国の100%補助でできていますが、また小中学



校に太陽光発電施設を設置されているとの話でした。そこで築上町でもこの太陽光発電の施設を設置できないのか、町民から出資を募り公共施設に太陽光発電システムの設置を進めることができないのかを、町長にお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今後、基本的には新しい建物をつくる時はということで、今度の築城コミュニティセンターですかね。これにも一応、太陽光発電は一応補助金の中でいただいてつけるようにしております。それから先般、西八田の学供が全面改修しました。これも国のほうが認めていただいたということで、できるだけやっぱこういう公共施設には太陽光発電、国が認めてくれる補助事業であればやっていくということで実施をしてみたいとこのように考えております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 国の補助事業ではやると言われたんですが、町民から1口1万円を出資してもらって、そういうのを取り組むというような考えはないということですね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) そうですね、町民から出資して新しい会社を立ち上げて、いわば発電をする会社をつくって九電に売ろうと、そういう意味ですかね。それはちょっと考えてございません。あとは、議案にも出しておりますけれども、個人でそれぞれ自分の家に太陽光発電をつけて、それを九電に売るということになれば、自分とこの電気代が安く済むというふうなことで、一応今のところ20年くらいでもとが取れるとか、30年で取れるとか言っていましたけど、若干安くなってきておるんで、もうちょっともとが取れるのにちょっと期間が少なくなるような状況もありますけど、今後は国のほうも例の原発の事故以来、自然エネルギーというものに重きをだんだん置いてきておるようでございますし、この自然エネルギーといえは太陽をもとにしたのが一番手っ取り早く、あとは太陽から作物つくるのバイオエネルギーとか、そういう形になると思いますので、そういうことで町政としてもできるだけ予算が国からもらえて、町の予算が賄えるようなものをしんしゃくしながらやっていくということはこれは大事だと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) そうすると、市民から出資を募って太陽光発電に取り組むというようなことは今のところは考えていないということですね。

長野県の飯田市では、市民から出資を募って太陽光発電に取り組んで、地域の活性化に結びついております。また北海道、それからいろんな地域でも取り組まれております。この近いところでは大木町が取り組んでおりますので、そういう先進例を参考にしてこれは雇用をつくり地域経済でのお金を回転する仕組みづくりにもなりますので、ぜひ考えてそういうところを、先進例を参考にして我が町でも取り入れられるようなことがあれば、国の補助金だけじゃなくて、そういう方向も考えていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

議長(田村 兼光君) お疲れさんでした。

.....  
議長(田村 兼光君) 次に、11番目に2番、宮下久雄議員。

議員(2番 宮下 久雄君) 庁舎建てかえについてという1点で質問をいたします。

合併して5年が経過しております。行政のほうも大分落ち着いてきたんだろうと思いますので、こちら辺でどうかということで質問をするようにいたしました。

この庁舎は、昭和37年に、30年に合併しましたので7年経過して、赤字再建団体を脱却したと。その直後に建てたのが、この庁舎でございます。もう50年を経過しております。きのうもこの庁舎のことについて質問がありましたけども、雨漏りがとまらないとか、耐震化構造でない、エレベーターはつけられないとか、そういう発言がっております。昭和30年代の設計でありますので、いろいろ機能が現在に合わないというところがあるかと思えます。電算化された時代の配線もできないというような状況であると思うんですが、外見を見たらそんなにぼろぼろの庁舎じゃないんで、このままでいいんじゃないかという町民の方もいるように思うんですが、中はかなり合併後の新しい町をリードしていく建物にしては機能が落ちると、そういうふうに感じております。

それから、県道ですね、県道、これは豊津椎田線ですかね、豊津椎田線、それから東八田宇留津椎田線、これを交差点を接続するというのが県のずっと以前からの計画でありますので、それを進んでこようと、そうなる東側がかなり取られてくるなという気もいたします。このままでは行かれないはずであります。

それから、昨日もありましたね、カウンターが高いとか、事務室の高さが町民が訪れるところよりも高くなっていると、官尊民卑の昔の思想がこの中にもまだ入っておるわけですから、そういうところもやっぱり是正すべきだろうと思っております。

それから合併して、今後新しい合併あり得ないと私は思っております。この築上町という体制でしばらくいくはずだと思っておりますので、それならば200人職員体制ということが総合計画に打ち出されておりますので、その形の庁舎ということ。以前の椎田町ではとてもそんな大きな職員を入れる庁舎でなかったので、狭小で困っておるという状況でもあろうと思えます。

また、庁舎の建てかえには国の補助金がないわけですね。だから、せっかく合併して新しい町をということでやっておりますので、合併特例債を使える時期に、もう思い切って建てかえるべきだろうと、そういう腹をくったほうがいいんじゃないかという思いがありますので、昨日も二、三の議員からも質問があったようですし、自分もその思いを強くしておるので、町長にですね、ここは提案しながら意見をお聞きしたいと思ひまして、この質問をいたします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 宮下議員からの質問ということで、庁舎の建てかえ、これは本当は私も早く建てかえたいと思っております。というのが、耐震構造がまずこの庁舎では非常に弱いということで、建設年度は

昭和31年度に着工して、たしか39年に竣工したと聞いております。まだ私はちょうど39年は高校3年生でございましたけど、ちょうどその汽車の中からいつも建っておるのを見ておりましたけど、そういうことで非常に老朽化しております。片や合併した築城の旧庁舎、これも同じ時期、1年くらい早かったんで38年度にたしか完成しておるんじゃないかなと思いますけど、もう築城の旧庁舎のほうは傷みが激しかったということでございます。

そういう形の中で、本来ならもう一応耐用年数もほぼ終えたんじゃないか、きておるのではないかなという感もしまして、そういう形の中では早く建てかえをしたい。されとて、合併したとき非常に厳しい財政でございました。たとえ合併特例債を使ってもいわゆる95%は国が貸してくれますが、5%、これは自力で出さなきゃいかんと、建設費。そして後、起債を返すときには70%は交付税で参入してもらえますが、あとの30%は自前で返していかなければいけないと、このようなことで合併特例債がこれも借金であるという形で、大体68%くらいの補助率にはなりますけれど32%は自前で金を出していかなきゃいかんという形になれば、非常に財政事情厳しゅうございました。もう本当に旧椎田が昭和30年の1月1日に合併したときは、すぐに赤字再建団体に入ったということで7年間我慢したわけですね、辻畑町長が。

そういう形の中で、今回は非常に厳しゅうございました財政ですね。特に、築城町の財政が非常に厳しかったわけでございますけれども、椎田もある程度厳しゅうございました。このまま単独でいけば、これはお互いもう瀕死の重症じゃなというふうな考え方で合併をしてまいりました。されとて、築城は庁舎を建てかえたということもございますが、これはもう着々と計画が進んで、合併のときにはもう一応建てかえて、話ができる前に建てかえてしまったと、そういう経過もございますし、本来なら待ってもらえば早く建てられたんじゃないかなと思いますけれど、そういう状況がございますし、されとてこのまま残すわけにはいかないだろうと。きのうも吉元議員、塩田議員からいい、建てないかというそういう質問もございまして、その方向性では僕はいきたいということでお答えしております。

されとて、やっぱり場所の問題、それがここでそっくり建つのかどうかとか、いろんな検討をしていかなきゃいかんので、24年度中には庁舎建設に向かって、そうしないと合併特例債、もう6年経過します。もうすぐですね、そうすればあと4年しか残っていないという形になれば、先ほど宮下議員が指摘したように庁舎は補助金制度がございません。全部自前で建てなきゃならない。

ただし、特別な理由があって、岩国市はこれが米軍の問題で国から補助をもらって建てておりました。そしたら、米軍を反対したらとっさにその補助金を切られた経過もございますし、相当年数庁舎が宙に浮いておりました。しかし、市長がかわって今米軍の関係ではそれは補助金が出た。これはもう本当特別中の特別中でございますので、こういう築城基地に米軍を呼んで庁舎を建てることは毛頭ございませんので、そういうことでとにかく合併特例債のきく間にできるだけ私はやりたいと、このように考えておりました、あと場所的な問題。

場所は、合併のときの条件で本庁をこの椎田の庁舎というふうなことで、築城町長から申し入れを受け

て、それなら合併をやるということもやっておりますし、そのかわり築城の合併協議会申し入れ時に築城の庁舎は建てかえて、あとコミュニティー施設に使うとか、いろいろな方法で多目的に使えますと、そういう方向性の話も出ておりますので、今の支所はもう一応建てかえるときには廃止して、他の用途にという考え方で私はおります。

そういうことで、ぜひ早急に建てかえる案を模索してまいり、皆さんに発表できるようにしたいと思います。  
議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) 本当に特例債のある時期しか建てかえられないと思っておりますので、ここは町長も腹を決めて取り組んでもらいたいと思います。

町長も今言及されましたけども、その位置ですね、これは今後いろいろ議論が起こることだと思いますけども、昨日も塩田議員からは駅舎と連携した庁舎でどうだろうかというような提案もあっておりました。その自分も、私の意見ですけども、合併当時の約束で庁舎の場所はここだというふうに決めております。これは、守っていただきたいし、自分たちもその方向で進んでいきたいと思っております。

次に、駅から余り遠くないところ、近いところがいいと職員たちも言っておりますし、お客さんも駅から近くて歩いてこれるところがいいということも言っております。また、市街地がこの庁舎からはすぐ隣だということもあります。築城の旧庁舎を動かしたとき、築城の庁舎を動かしたときにかなりの築城の市街地の方々から、おかげで町が寂れるというような発言が出まして、コミュニティー施設を人が集まるようにということであそこに建てるという計画を立てたというようにいきさつもあっておりますので、余り市街地から飛び離れたところに建てるのはどうかなという思いがありまして、以上のようなことから場所も最初の約束どおりここを選定し、その中でいろいろな知恵を使いながら立派な庁舎をつくってもらいたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

それから、通告はしてありませんでしたが、午前中の工藤議員の質問の中で学校の施設が非常に老朽化しているんでということがありました。その中で、田中課長の答えがその場その場の修復でいいのだろうかというような心配の発言もありましたけど、そういうことがありますので、通告とは違いますけどもこの際、築城中学校もあれは防衛庁の補助事業になるわけでしょう、建てかえたらどうかと思うんですけどね、統合をしてからということではいつまでも待てるのかと、教育内容については教育長の責任でありますけども、学校の施設、そういう環境は町長の責任でありますので、学校環境というものについては最高のものを用意してやるというのが、行政の町長のほうの私責任だと思うんです。

だから、いつまでもいつまでも待たせるんじゃないくて、大変悪い状況をもう数年前から自分も聞いておりますので、昔のお金のないときに椎田町も築城町もああいふ立派な学校をつくっておりますので、つくれないことないだろうと思います。ひとつそこら辺も考えていただきたいと思うんですけども、もう1回だけお答えを願いたいと思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この問題も非常に大きな問題でございますし、今宮下議員の質問の中でどうするという事はちょっと答えを差し控えていただきたいと思います。前回の、前の議員さんの質問にも検討して結論を24年度中に出すと、これも私が答弁しておりますので、2つにするのか、1つにするのかはそこで結論を出して、それから双方の学校を整備するという事で御理解願いたいと思っております。

それからもう一つ、本当塩田議員に発案をしていただいたので、駅と庁舎を一緒に考えたらどうか。これはいいなと僕は思ったんですけど、そのところも考えながらやっていくべきだろうと思っております。

例えば、もうその駐車場がありますよね、そここっちをつなげれば両方から、そして真ん中に駅をつくと、それはいい案だなというふうに思っておりますし、ここに建つかどうかというのはちょっとまだ検討しなげきゃなりませんですけど、そういうことで一応24年度中に結論を出して、中学校とこの庁舎の問題を私は上げる。町営住宅もちょっとようやく再開しようかなと思って、24年度から一応設計にかかるように、今一応予算に出すように指示をしておりますので、当初予算の3月の議会にはそういうのも出てくると。一応ある程度財政問題は少しずつではございますけどクリアできておりますので、少しやっぱ必要なものはどんどんやっていくという考え方であります。不要なものはつくりませんが、必要なものはやっぱつくっていかないかんとということで考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) はい、わかりました。中学校のほうも頭の中に入れておいていただきたいと思います。

それから局長、ここね、通告のほうの字がちょっと違っているんじゃないかと、あと訂正しておいてください。

じゃあ議長、終わります。

議長(田村 兼光君) お疲れさん。今後は一般質問するときは通告に。

.....

議長(田村 兼光君) 次に、12番目に4番、工藤政由議員。

議員(4番 工藤 政由君) それでは、一番最後になりましたが、質問通告と順番を変えて質問をさせていただきます。

まず、第1点目ですが、この変えるというのが今ここに質問通告しています例の問題になっています地協の移転問題に関してを、まず最初にさせていただきたいと思っております。

何で先にするかというと、きのう小林議員が質問した中に、町長の答弁でこういう答弁がありました。この案件については、2代前の町長からの案件で私が解決しましたというような答弁をしました。それで、2代前といえば恐らく田原町長のことでしょう、そうでしょう、町長。そうでしょう、2代前というのは、1代前とは僕のことでしょう。ここんところからうそをね、すらすらすらすら言うという、その神経がわからんですけど。1代前の町長は僕です。これは重要案件になったから庁議まで開いて、この問題が大きな問題になっ

たかということですが、これは少し話が長くなりますが、きのうずっと考えて記憶を呼び起こしていました。そこで、この案件については船田橋がかけかわったときに、それに伴ってまず手前の部分をポケットパークみたいな公園にしようと、県のほうからもう設計が上がってきて公園にしようという話と、もう一つ向こう側に、あそこから赤幡橋まで歩道をつくるうというようなことで、県のほうから相談がありました。県のほうから相談があったというよりも、当時の建設課長、竹本課長のほうから僕のほうに話がありました。それで、まず手前の公園については県が建てるけど、あとの管理は町でやってくれという話でした。これについても、僕はもうその場で即決しましたが、この公園の管理を自治会にお願いするわけにはいかず、また町が管理するとなったら、あんたたち係があそこ行ってちゃんと管理できるのかと。それはできんということで、この辺も工事するのは県の自由ですが、あとの管理も県にやってくださいと。

もう一つ、今問題になっている地協の建物については、少し用地がかかりますと。でも、それもほんのわかるかかからんかぐらいの説明を受けましたが、それぐらいの話で、これが立ち退きになると。立ち退きの交渉を町のほうでしてもらえないだろうかと。地協との協議をってもらえないだろうかとという県のほうの申し出を竹本課長が受けてきて、僕のところに来ました。そこで僕は即決しました。何で県道を広げるのに、町がそういう交渉をせないけんのかと。だから、これについても県のほうでやるなら勝手にやってくれと。その場でそれが断ち切れで、庁議になることもなく問題になることもなく、僕自身も忘れてました、そのことは。ある日、そのこの辺を通ってましたら、公園つくってました、県のほうが。県のほうが公園をつくって、その後、竹本課長に歩道の件はどうなったんかと言うと、底地も問題があると。上物についても町有財産じゃないから、二つともややこしいから県のほうはやめたですよと。底地が何の問題かというものも僕は聞きました。そのときに竹本課長が、四十数名の地権者がいて登記が難しいからというふうなことでやめました。

そこで、そのとき初めて僕は知ったんです。底地が町の財産じゃなくて、人の土地の上に建物が建っていると。ようこんなめちゃくちゃやったなという話で、もうそれが終わってたんです。だから大きく違うのは、その前の田原町長時代にこういう案件があったかと、あるわけもない全く影も形もない話で、僕のときに船田橋がかけかわって初めてその話が来たけど、全くそれが庁議とか何とか、そういうふうな大きな問題になるが前に、僕自身も忘れてきたような問題で、さっと通り過ぎた問題で、別に懸案事項でも何でもなかったんですが、しかし、そういうことを先代の2代前の町長からの言うこと、本当興奮してしまうんですけど、本人目の前に何を根拠に、本人目の前ですよ、本人目の前に2代前の町長からの案件で私が解決したというような言い方、何を根拠にそうしたんか教えてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この豊津椎田線の改良は、2代前から話が出ておりますし、それであなたが出したピラにはこういうふうにも書いているんです。部落での補償費という、私を中傷するピラでございましたけど、これも「建物は1市5町で運営している補助金で運営しているもので、椎田町の独断で決めることはないの

ですが」云々がずっとあります。その後、「そうしているとき、あの建物の土地は個人の名義であり、加えて当の御本人は既に死亡され、名義の変更には40名近くの同意が必要とのことで、名義変更は困難であることがわかり、それでこの事業はやめてしまいました」と、あなた放棄したんですね。そういう形で、あともう一回豊前土木事務所のほうから、何とかならないかということで来て、職員が一生懸命、あなたが言っている40名の方の相続登記を行って、そして最後は2件、どうしても応じない人は裁判で時効取得という形で町の名義にして、町有地を売却すると、そういう経過に至ったわけでございます。

建物は当時、昭和46年に、これは前の議事録を読んでいただければ説明するとわかりますけれども、1市5町の共同で一応建てて、便宜的に旧椎田町が所有者になっていったということで、その後は基本的には、事実上の所有者は部落解放同盟というようなことで、その運営費は1市5町から出されておるということでございますけれども、そのところは今、あなたが言った根拠でございますし、そういうことで理解をしていただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 僕が書いたのはうそかという、さっき言うたように、僕はそれを課長から報告を受けて知り得た情報であって、それをそのまま書いたんで、うそ偽りもない。だから、さっきも言うたように、四十数件のちゅうやつは工事が中止になった後に僕が知り得た情報であって、だからそれで県がやめたんじゃないですか。県のほうが地協とそのときも、これ記憶があれやけど、県のほうは地協と交渉してないと。それでどういう経緯でやめたんか、僕はさっぱりわかりませんが、いつの間にかやめとったと。やめた理由が、地権者四十数名の同意が得られないというような理由でやめたんじゃないかということで、とにかく僕の前をさっと通り過ぎただけの案件であって、今その前から椎田豊津線、その前から田原町長から何の案件事項があったんですか。何があったんですか。何もありませんでしょう。何があったんですか、それは、もう一回。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 道路改良の話が、豊前土木事務所のほうからあっておったということで、船田橋の改良も当然でございますし、いろんな形で歩道設置ということで、特に通学路であるということで、きのうも話しましたけれども、買い物客も非常に歩行者が多いというようなことで、歩道設置が必要だというふうなことで、豊前土木事務所のほうから町のほうにあって、土地が椎田町の名義になっておるということでやってくれということでございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 何をちんぷんかんぱん答弁をしよるんかわからんけど、僕はあれを言いはるんですよ、今、何の案件が僕の前田原町長時代にあったかということを知りたいんですけど、全然その答えにも何もなっていないし、何の案件が引っかかっておったんですか。それで前の町長のときに、船田橋の架けかえで何か問題があったんですか、案件か何か。もう一回聞きます。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) だから、町有地が町が買収しておるのに未登記がずっと継続してあって、田原町長もすぐにおやめになって、(発言する者あり)いや、解放同盟が使用をしておる、いわゆる集会所の建っておる土地が、椎田町が購入しとるんですよ。それを未登記だったということで、土木事務所はこの土地が買えないというようなことで、登記をしてくれないと買えない、歩道ができないよということと言われて、あなたのこのピラにも書いておるでしょう。

議員(4番 工藤 政由君) ピラの話をしよるわけやないでしょう、あんた。田原町長時代に何の案件があったかと。その未登記とかいうのは、その後の話でしょう。歩道をつける計画が、田原町長時代にあったわけじゃなくて、船田橋が架けかえられた僕の時代にあったわけですよ。何をちんぷんかんんなことを言いよるんですか、もう一回ちゃんと答えて。何がどこが未登記やった。それは田原町長時代に何の計画もなかった歩道をつくらうという計画もなかったのに、どこのことを指して未登記ち言いよるんですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) その歩道計画は当初からあっておりましたが、あなたが知らないだけでしょ。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) あるわけがない、歩道計画が。片側歩道がついてましたよ、その当時。その当時、こんな話で長うするつもりはないんやけど、その当時片側はもう全部歩道ついてました。こっちから行って右側全部歩道ついてました。その歩道を今度新しく船田橋がかけかわって、その歩道をずっと赤幡橋まで乗って持っていこうという計画の相談が、僕のとときにはもうその前からあった。こんなことを長ったらしく言いよっても時間をもったいないけど、ちんぷんかんんな答えせんでほしいと思いますけど。

もう一つ、これに関連してここまで言うけど、この地協の立ち退きに関して、当時の県の職員に僕は聞きました。こうやって裁判になって問題になっているが、県のほうは、あんたどう考えとんかという質問の中で、町長、あなたは県と地協の間に入って、町はその間に入って何もしてないと。ただ間に入ってやっただけだというような話で、ずっとここまできてるでしょうけど、県の人に言わせれば、全くそうじゃなくて、町のほうから陳情があったと。県のほうとしては、町に言われたとおりやっているから、県には何の落ち度もない。あんたの言うことと全く違うでしょう。どっちを信じる。

それが何で僕が県の言う人のほうが信用性があるかと。もし、県の事業でやろうとすれば、もとに戻して船田橋から赤幡橋までずっと計画的にやっていくはずですよ。しかし、今現在見てみると、たった100メートルぐらい。これ見てみると、この地協に立ち退き料を払うがために、たった1期だけやっただと。そういうふうにししか考えられませんけど。県のほうがやるとすれば、だから県の人言うのが正しいと思う。県の事業でやるとすれば、最低限椎田勝山線、その当時は椎田勝山線なかったけど、最低限椎田勝山線ぐらいまで、あの歩道を持っていくのが県の事業ということになるでしょう。しかし、今何回も言うけど、たった100メートルぐらいしか工事がなされてないということは、地協に立ち退き料を払わせるがために作った



事業としか考えられないんですけど、どう思いますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 工藤議員もこれちょっと私がずっと最後まで読ませていただきます。「平成12年から13年のころだったと思いますが、船田橋の架けかえ工事により、道路の両方に歩道を設置したいという話が県からありました」そこでもうあったんでしょ。「そして、そこで今ある船田公民館を移設してほしいということになり、当時の課長から立ち退き料と代替地を探してほしいという部落解放同盟から申し出がありますとの報告を受け、私は当然あの建物は船田地区の公民館であり、決して部落解放同盟の建物ではないことは承知していました」と。これは僕と見解が違います。けども、「またその部落解放同盟は、豊築、豊前、椎田、築城、吉富、新吉富、太平の補助金で運営しているもので、本来、椎田町の独断で決めることではないので」これちょっと読まん、「そういうことで私も1市、全部の市町村には相談しました。椎田でも片づけてくれと。そして、私はその話を受け、町村会が月に1度開かれていましたので、これを議題にしてほしいと持ちかけました。その中で、豊築の中心は当時豊前市であり、消防本部、休日急患医院、その他もろもろ重要機関はほとんど豊前市にあったわけですから、これも立ち退くなら豊前市を中心に考えてほしいと要望しましたが、この案件については全員口を開きませんでした。そのとき感じましたが、だれも厄介なことにはできるだけ関与したくないという気持ちもわからなくもない、仕方ないとあきらめました。そうしているとき、あの建物の土地は個人の名義であり、加えて当の御本人は既に死亡され、名義の変更には40名近くの同意が必要とのことで、名義変更は困難であることがわかりました。これでこの事業をやめにしようということになったわけです。私は公民館の立ち退き料や代替地を用意する気持ちはそもそもありませんでしたので、これでこの1件は終わったんです」と、そういうことであなた認めているんです。

議長(田村 兼光君) お互い一般質問は町のいろんなことに対してすることで認めます。けれども、元町長、現職町長が、おれを売り出していつまでもけじめのないようなことをしないと、お互い大人だから、もう少し謙虚な気持ちをお願いします。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 謙虚な気持ちが必要な気持ちかわかりませんが、その事実関係の把握をしたいと思って質問しているわけで、今、僕が書いたやつをずっと読んだけど、今僕が言ってることと、それ何か食い違いがあるんですか。その当時、ちょうどこういうことがあったんです。アスベストの除去作業をちょうど同じぐらいのときに、アスベストの除去作業を地協がやってくれというような話がありました。その当時、まだ同対法が切れてない時期で、まだ3,000万近い金が、3,000万以上だったと思いますが、地協のほうに行っていました。だから、その金で直せばいいんじゃないかというような話で、こういうアスベストの修理もあるが、皆さんこれも含めて1市5町の豊前市長もおるときに言った、それは言いました。だから、そういうこともアスベストの修理も含めて、皆さんが金出し合ってやったことやから、何とかありませんかと。もしそういう施設は、豊築の本部は全部豊前にあるんやから、豊前に移してもらえませんかという話までしたけど、それはなかった。それは僕がうそを言ってるわけでも何でもなし、さっき僕がした質問は、

全然違うことでしょう。それ読んで答弁になるわけ。何を僕が質問したかわかってる、あなた。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) その案件がなかったかということで、歩道設置の案件ということでお答えしたわけでございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) その辺はもういいや。幾らしたって、余り興奮してもあれやけど、カエルのつらにしょんべんみたいな話になってしまいますから、これで1時間とってしまっても時間をもったいない。

もう一つ言ったけど、さっき県の職員が、僕が聞かれたことに全然答えになってない。僕が言ったこと、県の職員が言ったこと、あなたが今までずっと言ってきたこと、どちらが真実なんかちゅう話なんよ。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。県の職員、一応いろいろあるでしょうけど、私のときに。(「あんたに聞いてない」と呼ぶ者あり)いやいや、私、副町長ですから、上がってきたときには、県で1回予算をこれは流しているんです。歩道設置に係る予算を1回流したと。繰り越しもして2年かけて流したと。また改めて予算を上げてこの歩道設置事業に対する予算を上げたと。もう期間がない、町のほうにどうかしてくれんかということで、町が陳情したんじゃないでなくて県のほうから町のほうにという、どうかこの事業繰り越しはしますけど、繰り越しの間にやってくれないかということで、県のほうから私のほうに来た話。これはもう1年、2年の話じゃないんですよ。1回予算を上げて流して、また予算を上げて、2回連続この事業予算を流すわけにも県のほうとしてはいかないと。だからこの事業をきちっと遂行したいという話です。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 県の職員が、町のほうからあそこの歩道設置の事業に関して再開してくれと、町のほうから県のほうに陳情してお願いした事実はないちゅうことなんですか。そこで答えて。イエスかノーかで。

副町長(八野 紘海君) いや、立たないかん。県知事はもう十数年前、我々が前からの話があって、県が採択して乗せるんですから、その十数年まえあったかないかという話じゃないと思うんです。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 何かわけわからんような話になって、こっちも何を質問しようかというようなことが、頭ぐじゃぐじゃになってしまって、たったこれだけで。だから、僕は県の職員がそう言った、さっき言ったことが正しいというふうに思ってますが、じゃ何で1期だけで、あっこ100メートルぐらいで、たった1回やれば必ず県の事業ちゅうやつは、どっか終点があるはずで、あの歩道の。必ず。例えば、最低限あの歩道が椎勝線までつながらんとおかしいやないですか。何で1期だけで終わるんですか、それが。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それは県に聞かかわりませんが、私は県に、先ほど言うたように、この道路をつくってくれとか解放同盟の会館を壊してくれと言ったことは1度もございません。県のほうから、事業をやりたいから何とか協力してくれということで、土地は当然町のものでございますので、土地は町のもんよ。あんた、それも知らんやったん。

議員(4番 工藤 政由君) 土地、底地よ。あそこの。あそこの底地は町のほうが裁判したんでしょ。土地収用法にかけて。違うの。どうやって変わったの、名義が。

議長(田村 兼光君) お互いが何回も言うようですけど、責任を持って質問と答弁をしてください。

町長(新川 久三君) 私は責任を持ってやっています。あの土地は旧椎田町が土地を買って解放同盟の会館を建てるために提供したと。そして、これが未登記であったということで、地権者が大体100人ぐらいおったんです。その100人の方々から同意をもらって、旧椎田町の名義にしていったと、これが事実でございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) もうやめますけど、もともとは町有地じゃなかったでしょう。もともとはだれだれほか四十数名やったんでしょ。(「金を出して買っとるんですよ」と呼ぶ者あり)知らんやった、そんなの。(「買ってるんよ」と呼ぶ者あり)じゃ町有財産、登記してないの、じゃ。(「登記はしてないけど」と呼ぶ者あり)だから登記してないのが問題やない。(「金払ってる」と呼ぶ者あり)もういい。

議長(田村 兼光君) いや、それはいいころ加減ちいうことやない。やるなら徹底的にやるか、お互いが誠意をもってやらな。公のあれやから。いいですか。

議員(4番 工藤 政由君) そういう事実も今初めて知った、おれ。買収しとるのに登記がされてなかったちゅうことなの。じゃ、その土地収用法にかけて、あの土地を裁判して所有したという事実はないの。松田課長、それないの。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 建設前に椎田町が、名前を言ってもいいけどエモトさんという人から土地を購入、お金を払ってます。そして、そのエモトさんの土地が昔の人の名前になっとたんです。だから、これをさかのぼってずっと引っ張ったら100人ぐらいになる。ある程度同意書ももらって2人だけが同意をくれなかったということで、この2人については裁判を提訴して、名古屋の近くに行って話もしてきました。そこでらちが明かないというふうなことで、もうこれは裁判しかないなということで、2名の方だけ同意がもらえないということで、相続放棄の同意がもらえないというふうなことで、これを裁判に提訴して、時効取得という形で、あとの人は登記は相続放棄と、それで椎田町に登記をしていって、それを土木事務所に売ったと、そういうことでございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) わかりました。そういうことですね。それでただ登記しとるかしてないか、買うとるか買ってないかの話で、結局登記をしたという作業は町でやっとするわけでしょう。それはそれでいいです。それはもうこれいくと何時間もかかってしまうから。

この問題について最後にいきますが、これについて皆さん御承知のとおり、高裁で棄却という判決が出てます。今最高裁に行ってますが、もう近々最高裁の判決も出ようかと思いますが、その際、恐らく僕は120%、最高裁で控訴棄却というようなことになるだろうと僕は思ってます。あなたは違うかもしれませんが、もしその控訴棄却という判決になったら、もうあなたはどう責任をとるんですか。もう一回それだけ確認します。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まだ裁判中なので、そういう答えは今答弁することはできません。

議長(田村 兼光君) 工藤君。

議員(4番 工藤 政由君) 裁判中、裁判中とかいうよりも、そういうケースを予測して、皆さんの税金を使って裁判してるんでしょう。そんな無責任な答弁でいいんですか。

いつもいつもこういう、言えは言うほど言わなきゃよかった、最後、言わなきゃよかったちゅう、いつも歯切れの悪い感じで、いつもかつも終わるんですけど、何とかならんもんやろうかと思います。

それでは、質問を変えます。この件はこの辺にして質問を変えます。きょうは奈古またその周辺の方も、この件に関して傍聴に来てますんで質問を変えます。質問の前に則松さん、これ町長にやってくれんか。質問を変えます。

奈古地区の開発についてを議題といたします。

これについて、きょう地元の関係者の皆さんがお見えになっておりますが、町長もかなりのことは把握してると思います。これに関しては淡々といくつもりですんで、なかなか息がおさまらないんですが、淡々といきます。

これについて、まず最初に書いてますが、4番目、移転登記の部分で平成17年12月26日、アイハラさんという人がヤナルさんから取得してます。次の5番目に、2年後の2月6日にアイハラさんから、モトシマさんに売却されています。それから、次のページ見てください。次のページにまた所有権が移転し、平成22年に所有権が移転してワダマコトさんという人が所有しています。それからまた1年もせんうちに、またもとのアイハラさんという方に所有権が移転しています。その後、その下のほうの権利の部分を見ますと、最初平成18年に限度額700万の設定をして、アイハラさんがカワサキさんという方に抵当権を設定しています。次に、このアイハラさんの抵当権に400万の抵当権に株式会社トウブカイハツというものが400万の抵当権の設定をしています。次になんと、また22年のその年の9月に抵当権、またワダさんが債務者としてホリカズヒサさんという人が1,000万円の抵当権をこの土地に設定しています。

この辺を考えても、この土地が変な動きをやっていると。また、あの土地が2町歩ぐらいしかない土地で

すが、あの土地に抵当権が何回も何回も移転して700万、400万、1,000万というふうな抵当をつけられている。これ非常に不自然な土地の動きであろうかと思えます。場所は町長御存じだろうと思えますが、あの場所が何回もここ5年のうちに5人も名義が変わってますし、またアイハラさんが1回手放したものが、またアイハラさんのところに戻ってきてる。本当におかしな動きですし、また一つ問題が、モトシマさんが一時持ってるというようなことで、地元の方は非常にこの開発について不安に思ってます。

それで、次のページを町長見てください。大体動きはこっから始まってくるんですが、平成22年の7月25日、前の田原議長が自治会長のところに行って、ここを開発するんで同意書をくれというようなことに行ってます。この当時、地主はアイハラさんです。アイハラさんが持ってます。

次に、ヒカリという会社に来て、いろいろ電話が頻繁にその自治会長のところにかかるようになってきています。

それからずっと目を通していただければわかるんですけど、8月初旬ごろ、豊前署に地元の方が相談に行ったそうです。それで、豊前署のほうがだれに警告したのか定かじゃありませんけど、恐らく地主に連絡したのかどうか知りませんが、それがきいて連絡がなくなったということで、そこで一段落してます。

それから、そこをずっと見て読みよったらもう時間がなくなりますんでずっといいますが、平成23年、ことしに入って農林事務所よりトウキコウギョウに林地開発の許可は必要ないということは、これ1ヘクタール以上だと県知事の許可が要りますが、それ以下の800ヘクタール程度で開発許可、これ届け出だけでいいんですけど、届け出だけ済ましたということで、今度はまたトウキコウギョウというのが地元に通達に来ております。それからずっときて、地元の説明会で質問があったのかというような意見書を持参して、ことしの9月中旬ごろ意見書を持参して、これに署名捺印してくれというようなことで、地元のほうに来ております。

大体そういう流れは町長、知ってましたか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) はい、説明しましたが、大体私もそのとおりということで受けとめ、前の自治会長の長谷川さんと私打ち合わせをしながら、ずっとこの問題対処してきておりましたので、ある程度の熟知はしております。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) それぐらいの情報は知ってるんですけど、問題はそれからで、この土地に関して何のために開発するかというと、今公団が事業をやってます。今、公団ち言わんらしいんですけど、東九州道にこの土砂を持っていくからこの土砂を取らせてくれというのが、この会社の主な目的でしょうけど、僕の調べた範囲、盛り土が発生する公団の事業は、現在フジタとオクムラ組が受注している部分が、盛り土が発生している部分で、ここにこの土砂を持っていく事実があるのかということは、僕なりに調べてみました。今、この公団に2次下請まで公団に提出する義務があるそうなんですけど、その2次下

請の中にこの会社の名前が全く出てこないということで、ここにこの土砂を持っていくのは、うそじゃないかというふうに僕は判断している。これも証拠があるわけじゃないから、完全にうそとは言いきれませんが、これもおかしな話だなというふうには感じております。

また、地元の方が不安に思うのは、ここ写真つけてます。いつの時点かわかりませんが、恐らくモトシマさんが所有していた時期じゃないか、それ以前にさかのぼるのかもしれませんが、どっからかわかりませんが、廃棄物が混ざったような土砂が大量にこの土地に持ち込まれています。これについて地元の方が警察を呼んで、ここ警察がいろいろ調べている写真を今町長に渡してありますが、こういうふうな経緯で、当時モトシマさんがこの中に産業廃棄物が入っているということで、その産業廃棄物をよってどっかに持って、どこに持っていったのか知りませんが、そういうふうな経緯があるようです。

また、次のページにこのトウブカイハツという会社がここに絡んできますが、これの会社概要もそこにつけています。これ産業廃棄物の業者です。産廃の業者です。こちらまで把握してと思っています。

次に、最後のページに平面図の断面が出てますが、これ一番下見てもらったらわかる。四角い建物みたいなのがここに見えるかと思うんですけど、これは恐らくここに土砂を取り除いた後、何かを建てようとしている計画が見え見えであります。

そういった恐らく僕の想像では、中間処分場、安定5品目の中間処分場をここにしようとしているんじゃないかなかと。これも想像です。想像ですが、そういうふうな嫌いがあります。

これもいろいろあるでしょうけど、昔僕が町長をしていたときに、岩丸の産業廃棄物で裁判を4年ぐらいやりました。そこで、あの場合は県の認可も何もかもおいていて、裁判でとめるしかないという方向で、県の認可がおりてしまった後に僕が町長になったんで、ああいうふうな裁判沙汰になりましたが、そうなる前にここ、この開発を何とか阻止するべく鋭意努力するべきじゃないかなと思いますが、僕が今言った以上の情報をだれか持ち得ていますか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) この土地については、今話の中に田原議長の名前も出ました。そして当初は道路公団じゃなくて、その土砂というのは多分、関西で建築残土といひましようか、建築で発生する土砂を豊前港に上げてこっちに持ってくると、そういう話があって、これは築上町じゃなくて京築管内の要するに山間地に運ぶということで、これについては京築管内で食いとめて、そのときに土砂の堆積条例ですか、条例をつくって、その規制をしました。

その後、このかかる分については、今自治会にも相談を諮り、10月の28日9時から、町長は出てなかったんですけど、産業課長、補佐、上水道課長、環境課長、補佐、商工課長、建設課長、総務課長、企画振興課長、そして補佐という関係課の調整会議を開き、その経緯、要するに職員に共通した認識がないと動けませんので、今までに至る経緯等を含めて、今後どうするのかというような企画調整会議を開いております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 大体、僕もその辺ぐらまでわかっていましたが、そういうことで問題はこれからです。きょうも皆さんお見えになってますが、もう以前にあった経緯がめちゃくちゃな経緯ですし、この移転登記、登記簿を見てもらってもわかるように、5年間で5人も名義人が変わるような、何か動きがおかしいと思います。

その中で今、昔はそういうことはなかったんですが、今は暴対法も厳しくなっています。そういった中で、これいかにどれだけ情報を収集するにかかっているとと思います。やった後に、ああやられたわ、もう県に認可出して、もうやられたわというようなことがないように、しっかり町のほうでも目を光らせて、できるだけ多くの情報、もうしょうもない何でもいいんですが、できるだけ多くの情報を集めてこの事業を阻止し、地元の住民を安心させるという責任が町にあるかと思っています。

これは一言町長に方針を聞きます。あなたはこの件に関してどういう決意であるのか、よろしく願います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この件のような質問であれば、私も本当に気持ちよく答えたいと思うんですけど、私も今、県の森林審議会の委員をしております。残念ながら森林審議会では、1ヘクタール以上の開発しか取り扱わないので、1ヘクタール未満だったら、県に届けをするだけでいいという形になっております。

しかし、行政指導として県から私のほうにも報告がございます。これだけの開発の届けがございました。そういう形の中で目を光らせていくことは、これは肝心でございますけど、先ほど副町長が話しましたように、東京で起こった工事の残土を中津港に上げて、残土をこっちに持ってくると。そんなばかなことがあるかということで、すぐに条例をつくりました。「よそからの搬入は町の許可を要する」と、こういうふうなことで、これで奈古の皆さん安心したわけです。こっちに持ってこられるということで、非常に心配しておりましたけれど。

そうしたら今度、宇留津の海岸のほうに持っていくとか、そんな話もいろいろな話になってきましたけど、これもこの条例によって阻止ができたというふうなことで、基本的には工藤議員と同じように、今、土を持っていく分については、今のところ町の規制がございません、実際です。あと持ってこらせるという形であれば、よその土はもう持ってこらせないというところから規制をやっていきますんで、この分は一切よそからは搬入できないということで、町は目を。これはもう奈古の皆さん御存じだと思いますけど、従前からその形で対応はしてきておりまして、よそからのものは築上町には持ち込ませないという形の条例が今できております。土であろう、残土であろうと、だからいろんな残土の中に、あんこにしているような有害物質が含まれてくる可能性があるんで、一切これは阻止するというふうなことでございます。これたしか罰則規定もつくってありましたんで、あと警察のほうに届けていけば、罰則規定が適用されるという形になりますし、この

件については工藤議員ともども、一切奈古にはそういう行為をさせないということで、私は頑張っていきたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 大体わかりました。新川町長ともども、この件に関しては頑張りましょうね、ともども。

これもう最後に言いますが、ここ土砂を取るというのはもう不可能だろうと思うんです。ごらんのとおり土砂がいっぱいたまってます。その土砂を処分しないと、どっかに積み上げてやらないと、あと残りの地山を切ることは不可能だろうと思います。

そういった意味でも、ここには今後目を光らせて、住民の皆さんを安心させていただきたいということで、ともども頑張っていきたいと思います。

それでは、これで。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。まだ大分あらや。

議員(4番 工藤 政由君) それでは、だんだんやる気が薄れてきましたが、最後の質問に移ります。

最後はまちづくりについて。将来のビジョンについてということで質問をいたします。

まず、何から言おうかわからんことになってしまったけど、まず今、大阪維新の会というものが大躍進をしまして、庁舎の中を初めとして改革をしていくというようなことがブームになっています。

そこで、僕が最初に来てこの庁舎に入って議会に入って最初に驚いたのが課長の数の多さ、いまだにどの何の業務をどの課がしてるのかというのが把握できないほど、ぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃなってますし、僕が町長をしたときの3倍ぐらいの課長の数があるんじゃないかなというふうに思います。また、これに補佐の数を入れれば、管理職たるや50名近く、町の管理職が50名近くなるんじゃないかということですが、なるうかと思いますが、そうなれば200人ちょいの職員がいて、4人に1人が管理職というふうな話になりますし、また200人体制を人的措置で目指しているということですが、これも言や大きな話になるかもしれませんが、200人ということは、要するに人口1,000人中、10人の職員がいるということになります。大体これで1,000人中何人の職員がいるか。千の十とかというような格好で昔は言っていました。今どういふんか知りませんが、これで言ってみれば行橋市が1,000人中5.8、豊前市が7.6、財政力指数1.5の苅田町でさえ8.4、これで本町は10でいいんでしょうか。この課等設置条例にはかかるでしょうが、この多くの課また管理職がこんな多くていいんでしょうか。当然、管理職が多ければ人件費に影響してきます。

そういったことで、この200人体制ということは1,000人中10人です。この体制で前のだれかの質問でも言っていました、人件費を削減したと言いながら、ラスパイレス指数が98ですよ。98、僕が町長をやっていたころ92です。もう100に限りなく近い数字というようなことで、人件費が上がってるというふうに僕は判断しますが、目標値をこの辺に置いて、まず人件費について削減努力をしているのか。200人体制と、これ多過ぎるんじゃないかと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。



議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 200人体制といっても、本町は行橋市や豊前市と違います。直営部門が相当数ございます。例えば、学校給食が全部自校方式で米飯給食やってるとか、それからあとは保育園も3園町立を持ってあります。行橋市あたりは、もうほとんどないと思います。そういう考え方からいけば、実質事務に当たってる人たちは、そんなに行橋、豊前と遜色ないと、このように考えられます。

そういう形の中で、管理職は当然今、私は両町が合併して降格するわけにはいきませんし、徐々には課の統合等をやりながら少なくしていくことは考えております。しかし、現状では急激な変化は求めるわけにはいきません。

そういう形の中で少しずつ縮減という形で、人数も合併したときは二百五十四、五名おりました。それが現在では208名と、今度また12月には3名退職、勸奨も入れまして、採用を少しずつ手控えていってあるという状況で、近いうちに200名に到達するというふうに考えておるところでございますし、そこんところは他の町村と比較して多い少ないじゃなくて、行政の中身によって、これだけ要る、これだけ要らないと、住民サービスをもとに私はすべきだと、このように考えておりますし、それからラスパイレスが92、100と、これは一人一人の給料を国家公務員と比較したときに、私は100でもいいと。国より頑張っておれば、それより超えてもいいよと。そのかわり少数精鋭で110であれば1割、200のところを今度は190、180でやっていくというふうになれば、110でも私はいいと、このように考えておりますし、一概に数値でこれを判断すべきでもないし、中身でやっぱ判断すべきだろうと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 中身何、またこれ言うと、何のどういう基準で職員の中身を何の基準で判断するんですか。職員の目標は、今あなたの答弁によると多くてもいいと。中身が問題だというような話でしょうけど、じゃ中身を、またここで言い出すと、また1個言うと話がだんだんだんだん広がっていくけど、中身をどういう基準で何の基準でどういう判断で、その中身を決めていくんか。もう一回聞かせてください。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) この前、9月議会でも質問ございましたので、数字だけ。これは23年度の決算統計、市町村要覧から抜いた分ですけど、例えばラスパイレス指数、行橋が安いとかいう質問でしたけど、京築管内で1番が行橋が102.9、2番が苅田町99.1、3番が豊前市98.9、4番が上毛町98.5、5番がみやこ町96.5、6番が築上町95.2、次が吉富の93.9ということで、決して工藤議員が言うようにラスは下から2番目で高いほうじゃございません。

それで職員数、今人口100に対して1.05ですけど、スケールメリットというのがあります。行橋とか7万のところには700人とかじゃなくて、そしてうちの場合は100人に対して1.05ですから、上毛が1.14、みやこも1.06ということで、やはり住民サービスを行う上で最低限の職員が要るということで、数字的には出ております。

そして、その十数年前どうだろうかという、旧椎田のときも調べましたら、旧椎田のときは1.14ということで、今の築上町よりも100に対する職員数は高いという数字でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 幾らこれを議論しても時間がありません。

それじゃ最後に、全くこういう質問は考えてなかったんですけど、先ほどから今回一般質問の中で庁舎建てかえとかいう話が頻繁に出てきていますが、当然、庁舎を建てかえるがためにはお金が要ります。合併特例債があるでしょうが、しかし今収支比率じゃなくて起債制限比率が16じゃないんですか、はっきり覚えなないけど、16だと思います。また、今回築城のコミュニティセンターですか、あれを建てるのに起債を起こしています。また、来年アパートをやりかえる、これ起債になるのかどうい事業でやるんか知りませんが、そういったハード面をどんどんして起債を重ねていって、庁舎まで仮にたどり着いたとしても、この起債制限比率というやつが18を超えればもうアウトだというふうに僕は認識していますが、この庁舎を建てかえてコミュニティー何とかというのをいっぱい起債事業で起こしていけば、僕は15を超えれば、起債制限比率が15を超えれば、もう黄色だというふうには僕は認識しています。黄色を超えて今16、僕の認識の中では16ですよ。もうこれは危険水域だと思ってる。18になれば、もう完全に危険水域です。そんな庁舎やら建ててましたら18、もう20になったら完全にアウトですから。その辺の数字まで届くんじゃないですか。その辺どうなんですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私が旧椎田町の町長に就任してから、ほとんどもうハード事業をとめておりました。中学校の体育館だけは、非常に雨漏りがひどくて、いろんな支障があったんで、これだけ建てかえたということで、あと大型事業は一切。それで、やっぱり起債制限比率が120、ワースト4だったんです。私が町長を引き継いだ後。

そういう形の中で、県下で4番目に起債の高い町になっておりました。それを今ようやく下げてまいりまして、約30億ぐらい減ったんじゃないかなと思います。そういう形の中で、若干今度また上がると思います。しかし、財源の有利な制限比率というのは、交付税算入の分は中に入りませんので、そういう有利な起債を借りながら事業をやっていくと。そうすることによって、例えば10億の仕事をやっても、合併特例債を使えば32%がそういう形になるんで、有利な事業を見つくりながら、やっぱ事業をやっていかなきゃいかんというふうなことで、私も当然承知はしております。18を超えたら黄色信号という、20で赤字になるんです、もう。とにかくそういう形で、20を超えたらもうその町は終わりだというふうな形になりますし、そういうことでそこんところ斟酌しながら、財政運営は、ちゃんと財政課長がしゃんとしておりますんで、そういうのは調整しながらやってまいります。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 財政課長がしゃんとしとるとかしてないとかいう問題やなくて、無謀な事業はやれないということでしょう。今までやってないちゅうのは、経常収支比率が100を3年間も超えたような状況で、事業ができるはずがないでしょう。1回92になった。92になった時点で、びくっとしましたよ。何を言われるんですか、あんた。92になった時点でびくっとした。その前までは70台やったですよ。制限比率が70台。だからあと20%ぐらい余裕があったんですよ。しかし100超えるって飛んでもない数字です。この数字の中で何かやろうと思うたって、やれるわけがないでしょう。やれるわけがない。だから、やらなかったというよりも、やれる状況じゃなかったというのが正確な表現だろうと思いますけど。

もう一つ、もう時間がないけど最後に言いますが、基金についてです。財政調整基金、減債基金、特別基金、これ三つありますよね。財調についちゃ、今回また継ぎ足して7億強になったと。この減債基金については、それは町長、副町長も十分知ってるでしょうけど、この財政調整基金ちゅうやつは、自由に取り壊して一般財源に入れることができるという性質のものなんです。減債基金ちゅうやつは、これ知ってのとおり借金を返すためだけの目的にしか使えないのが減債基金です。これをもってこれを貯金と言うか、基金と言うか貯金と言うかというのが、その辺、あなたと私と見解の相違でしょうが、これは僕は貯金とは言えない。もう一つ特別基金ですが、これ合併特例債で借りたお金をそのまま基金に積んでる。借りたお金を貯金に積んでるという状況ですから、これに対してもこれが貯金と言えるかと言えば、僕は貯金とは言えないと。一応基金に積んでますから、名目上は基金でしょう。財調も基金でしょう。減債基金も基金でしょう。がしかし、基金と呼べるものは、僕は財政調整基金でしかあり得ないと。橋下、今の大阪市長が知事をやめる前に言っていました。うちも財調が1,000億積んだから、幾らか安心できると。だから、財調がしか言ってません。基金を積んだのが。減債基金が幾ら積んだとは言ってません。財調がこれだけになったんで、幾らか府としてもやっていけるかなというふうで、財調しか言ってません。

あなたは全部、財調も減債基金も特別基金も含んで貯金が三十何億になったとかいうようなことを、この前の決算報告で言ってましたが、これは知らん人が聞いたら本気にしますよね。しかし、その辺の認識を含めて、これから、もう時間がない。これからの財政運営、町政運営をやっていただきたいと思います。

まとまりのない質問で、皆さんに御迷惑をかけましたことをおわびいたします。

以上で、質問を終わります。

議長(田村 兼光君) お疲れさんでした。

これで、本定例会のすべての一般質問を終わります。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これで散会します。

午後3時00分散会